

平成29年第3回美祢市議会定例会会議録（その3）

平成29年9月1日（金曜日）

1. 出席議員

1 番	末 永 義 美	2 番	杉 山 武 志
3 番	戎 屋 昭 彦	4 番	猶 野 智 和
5 番	秋 枝 秀 稔	6 番	岡 山 隆
7 番	高 木 法 生	8 番	三 好 睦 子
9 番	山 中 佳 子	10 番	岩 本 明 央
11 番	下 井 克 己	12 番	秋 山 哲 朗
13 番	徳 並 伍 朗	14 番	竹 岡 昌 治
15 番	安 富 法 明	16 番	荒 山 光 広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長 綿 谷 敦 朗
 議会事務局主任 篠 田 真 理

議会事務局長 大 塚 享
 補佐

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 西 岡 晃
 市長公室長 石 田 淳 司
 総合政策部長 藤 澤 和 昭
 建設農林部長 志 賀 雅 彦
 地域福祉課長 内 藤 賢 治
 総務部 竹 内 正 夫
 財政課長
 市民福祉部 中 嶋 一 彦
 市民課長
 市民福祉部 斉 藤 正 憲
 健康増進課長
 教 育 長 岡 崎 堅 次
 上下水道事業者 波佐間 敏
 管理 者
 美東総合 東 城 泰 典
 支所 長
 消 防 長 松 永 潤
 教育委員会事務局 長谷川 裕
 学校教育課長

副 市 長 篠 田 洋 司
 総 務 部 長 田 辺 剛
 市民福祉部長 大 野 義 昭
 観光商工部長 西 田 良 平
 総 務 部 佐々木 昭 治
 総 務 課 長
 総合政策部 福 田 泰 嗣
 地域振興課長
 市民福祉部 古 屋 敦 子
 市民福祉部 生活環境課長
 市民福祉部 河 村 充 展
 高齢福祉課長
 病院事業管理者 高 橋 睦 夫
 代表監査委員 重 村 暢 之
 秋芳総合 鮎 川 弘 子
 支所 長 会
 教育委員 金 子 彰
 事務局 長
 病院事業 安 村 芳 武
 管理部 長

病院事業局
経営管理課長

古 屋 壯 之

上下水道局次長

三 戸 昌 子

上下水道局長

杉 原 功 一

建設農林部
農 林 課 長

市 村 祥 二

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

6 戎 屋 昭 彦

7 岡 山 隆

8 竹 岡 昌 治

9 秋 枝 秀 稔

10 三 好 睦 子

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第3号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長において、戎屋昭彦議員、猶野智和議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次、質問を許可いたします。戎屋昭彦議員。

〔戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○3番（戎屋昭彦君） 改めまして、おはようございます。新政会の戎屋昭彦と申します。この秋晴れのさわやかな朝、私も新人ながらさわやかに質問したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。一般質問の順序に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、1番目としまして、新美祢市病院改革プランについてを質問させていただきます。

ことしの3月に策定された新美祢市病院改革プランを、この4月から実行されていらっしゃる。美祢市立病院では、「市民に信頼され思いやりのある医療を提供します、美東市立病院におきましては、「地域の実情に併せ適切な医療の提供に努めます」をモットーということでホームページにも記載されてあります。

「自治体病院としまして、少子高齢化・過疎化が進む中山間地に位置する本市におきまして、市民が安全・安心して暮らしていただけるように、地域に必要な医療を安定的に提供していくことが、その役割です」ということで、ことしの6月の本会議におきまして、高木議員の一般質問で答弁していらっしゃいます。

また、ことしの3月の総務民生委員会におきまして、「患者に対して市立病院の医師、看護師、職員の意識改革・再研修についてどのように考えているか」の質疑に対しまして、「ことしの4月から市立病院改革プラン遂行に当たり、患者に対し

て優しく、受診したい病院に職員一人ひとり、個人個人が意識改革することに啓発、指導していきます」と答弁されていらっしゃいます。

また、経営上の根本的な問題の解決に向けた基本方針としまして、病院改革プランを拝見しまして書いてありますが、なぜ需要があるのに患者が少ないのかにつきまして、市民が受診したい病院になっていない、市立2病院の医師が不足していること。

従って、この二つの根本的な問題解決に向けた出発点は、一つ目としまして、「市民が受診したい病院になること、医師が働きたい魅力ある病院になること」ということで記載されており、1については、「市立病院の基本的な役割・機能をしっかり果たし、メリットを理解してもらうことが必要です」と記載されてあります。

2の医師が働きたい魅力ある病院になることにつきましては、「このような取り組みを行い実現する病院、地域医療へ貢献する志のある医師にとって、魅力ある働きがい、勉強しがいのある病院となることを基本方針とし、医師確保につなげていきます」と記載されてあります。

また、同様な記載の中に、「市民が気持ちよく受診できるよう患者満足度の向上を図ることも基本方針となります」とも記載されてあります。

また、市長の提案説明の中にも、「地域に密着し、地域ニーズに合った運営を目指し、安全で質の高い医療・介護サービスの提供に努めます」というふうにも述べられていらっしゃいます。

また、今回いただきました美祢市監査委員の意見書の中にも、「監査委員として、市民や地域のニーズに合った安全で質の高い医療・介護の提供を通じ、市民に信頼され、親しまれる市民病院となることを望みます」というふうにも記載してあります。

ここで、この市立2病院についての改革についてお尋ねいたします。私がこの質問をさせていただきますのは、やはりこの市立病院が改革し、収益も上がり、黒字になっていただきたいということをモットーに思い、その質問でさせていただきたいと思っています。

まず最初に、この新市病院改革プラン、先ほど申しました1、2について、市民が受診したい病院になっていない、市民が受診したい病院になること、市立病院の医師が不足していること、これに対して魅力ある病院になることについてお伺いし

たいと思います。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 戒屋議員の病院改革の現状と今後についての御質問にお答えします。

病院事業局におきましては、「新美祢市病院改革プラン」を本年3月に策定したところでございます。本プランでは、一人ひとりの患者さんに着目し、総合的に診療する機能の完成度の向上、市立2病院の役割・メリットの周知、患者満足度の向上によって「市民が受診したい病院」となることを基本方針として掲げております。

この基本方針のもと、特に救急患者さんへの受け入れの改善、市立2病院の強みの広報、患者さんへの接遇の改善等の具体的な取り組みを進めているところでございます。

さて、去る3月定例市議会の総務民生委員会の場において、プランの実施に当たっては、職員の意識改革に積極的に取り組んでいく旨、御説明したところであります。意識改革は、当然「意識を変えろ」といって変わるものではなく、医師、看護師、薬剤師、技師、事務職等が行う日々の具体的な業務執行の中で、各職員の行動に基本方針にそぐわないところがあれば、原因を調査し、それを丹念に改善していくほかないと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 今、病院事業管理者の御回答の中で、私がやはり一番危惧していることにつきましては、この3月の今具体例出されましたけど、総務民生委員会で医師、それから看護師、その他の意識改革をしていきますということで今、日々の対応をいろんなことでやる。ただ、私はこの改革をするために、意識改革というのはやっぱり、個人、個人が本当に意識を改革していかないと、上から命令的にやっても変わるものではないと思います。

ただ、今おっしゃられました回答の中で、日々とかいろんな意識を持ってということ、もう少し具体的に例えば病院の事業管理者並びに管理部長の方々、先生、それから看護師に対して、このようなことを気をつけてくれ、もっと具体的なこの意識改革、その他についてあればお話をさせていただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 実は先ほど申し上げなかったんですが、このたびはアンケート調査行いました。正規職員のみですが、医師、看護師、技師、事務職員等の皆さんに、これはハラスメント関係のことをちょっと考えて、アンケート調査を行って、今集計をしているところでございます。

まだ集計がまとまってはいないんですが、少し考えるところございまして、もし集計結果がきちっと出れば、それなりに私たちハラスメントもしあれば、あるいは患者さんに対して何か上から目線というそういう接遇に問題があれば、それなりに注意していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 今職員その他の中のハラスメント、いろんなことで対応していきたい、アンケートをとっているということでお話を聞きました。

それでは、その辺に関連しまして、私が先ほどちょっとお話しました日々看護師、医師が対応、意識改革していくということの中で、ここでちょっと実例を挙げてお話ししたいと思います。ただ、これはいろんなことがありますので、先生、それから患者の名前は伏せてお話をしていきたいと思います。

実はこれ6月なんですが、患者さんというか病院に行かれば患者さんになりますけど、体調が悪いんで病院に、市立病院に行かれました、休日の日でございます。それで先生が対応され、その患者の病状を調べたところ、実はこれが軽い脳梗塞ということが判明しました。

この判明したことに対し、先生の対応が、きょう専門の方がいらっしやらないんで、きょうは入院していただいて、あす専門の方に治療していただきますということを御家族の方に言われたそうです。そうしたときに御家族の方が、先生、脳梗塞ですよ、ほっとけばもっとひどくなるんじゃないですか、もっとちゃんと専門の方に連絡をとって診察をしてくださいということを家族が先生に言われたら、先生がその旨を、わかりましたということでやって、その対応をされました。そして約2週間、注射というか薬を投与されまして、症状は当然改善はしなくても多分おさまっていると思います。

ただ、そのときに当然MRIをとって脳梗塞ということがわかったわけですが、それでは、じゃ、2週間たったときに、この脳梗塞はどういうふうになっているか

ということに對しまして、患者も当然家族も言わなかったけど、先生もそのままにしておいて、後は別の治療をされたということでございますが、このあたりの先ほど、日々患者に對して、いろんなことに對して対応していきますということに對しまして、そのあたりの病院のほうの対応としてはいかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 今のお話の医師の対応ですが、調査しまして大体内容がつかめております。その日は内科医が当直しておりまして、患者さんが脳梗塞の症状で来られたと。それで、一応MRIとか何かそれなりの検査をしまして、内科医は軽い脳梗塞であろうということで、うちに脳神経外科医の松永副院長がおりますので彼に相談したら、入院させて、次の日に私が見ようということで、それで松永副院長が主治医になって、ずっとフォローしております。その患者さんは現在通院治療されておるそうです。よろしいですか、それで、はい。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） こういった質問で時間とるとあれですが、私は何が話したいと言え、病院の意識改革をするために、そのときの家族、患者に對しての対応が、やはり第一の接し方——治療の方法については私は専門でないのではありません。ただ、そういったことがやはり、この市立病院の改革、次の患者、いろんなことに對しての言葉の捉え方が伝わっていくと、いいほうにいかないようになるんではないかと思つて今お話しましたんで、ぜひこのあたりを意識改革の中に対応ということを、やっぱり本当に一番大事なことだと思いますので考えていつていただきたいというふうに思つています。

それでは、余りこの病院関係で——次の質問に入ります。

ここ一、二年の中で、私は当然お昼自宅でMYTで、あすの市立病院の何々は休診しますということで、よく放送を聞きます。このあたりで美祢市立病院並びに美東市立病院のわかる範囲で構いませんので、どのぐらいの休診放送があったか教えていただきたいと思つています。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 戒屋議員の御質問にお答えします。

まず、市立2病院における非常勤医師の休診の状況についてであります。過去2年間の状況を申し上げますと、平成27年度では、美祢市立病院で61回、美祢

市立美東病院で40回。平成28年度では、美祢市立病院で38回、美祢市立美東病院で38回となっているところがございます。これは非常勤医師の休診です。

次に、市立2病院における休診に係る告知の状況についてですが、まず美祢市立病院では、1カ月前から院内で休診に係る掲示を行い、告知放送につきましては、休診日の前日の12時30分に告知放送を流しておりますが、放送区域の範囲が旧美祢地域のみとなっております。

また、美祢市立美東病院でも、美祢市立病院同様に休診に係る掲示を院内に行っております。

なお、美東病院の告知放送につきましては、美東・秋芳総合支所を經由し、午前6時30分と午後7時30分の2回放送しておりますが、こちらの放送区域は美東区域と秋芳区域となっております。これは、合併前に旧1市2町が告知放送システムを整備しており、ハード面におきまして1カ所から市内全域への情報発信が対応できないことから、このような運用となっております。

しかしながら、議員御指摘のように、市立2病院の休診の情報ではありますが、市民全体が共有できないことは利便性に欠けるものであると考えますので、今後におきましては、市立2病院に関する情報を市民全体が共有できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 私が質問する以上の、前もってお話したこと全て今お話されたんで、次の質問をしようとしてちょっと考えないといけませんけど、今休診の回数について、一昨年、昨年とこの数が多い、少ない、私はちょっと判断できません。

ただ、やはり市立病院二つの中で休診回数が数からすれば1週間に1回か2週間に1回程度非常勤のときあることは、患者として次の1回休診になると、また次まで時間があく、このあたりのところについて、患者もやっぱり逃げていくということもあるんじゃないかと。もう一つは、先生もかわることもあるんじゃないかと。やはりどうしても地元の先生のところに親しいから行くということもあると思います。そのあたりは非常勤の先生の休診の数も極力減していただく努力をしていただかないと、やっぱり患者は逃げていくというふうに思っております。

それと、次に放送の件について、告知放送まで御説明いただきましたんで、やは

り私も美祢の市立病院の件は聞いておりましたが、美東病院の件に関しては全く放送がないので、はっきり言って休診がないと思っていました。ところがいろんな情報を聞いてみますと結構ありますよということで。このあたりについて今放送が1カ所でできなければ、今ちょっと対応していくということではございますので、美祢市立病院の放送の後に美東病院のことも一緒に放送することも必要だと思いますし、秋芳・美東の方に対しても、美祢市立病院の休診の件を説明するのが私は必要なことだと思います。

なぜこれを申しますかと言うと、やはり市立病院と同じ病院の間を赤バスというが行ったり来たりしています。市民からとれば、美祢市立病院に行きたい患者もいると思いますけど、美東の病院にも行きたい患者もいると思います。ただ、これは非常勤の先生ですからちょっと違うかも知れませんが、そのあたりは今後しっかり告知放送を対応してやっていただきたいというふうに思っております。

それでは、時間もあれなので、病院に関して、次の質問に入らせていただきます。

6月のげんきみねに「病院だより76」というのがページ数で入っておりました。これにつきまして、ある先生から、「戎屋さん、ここの中の一つの表記はおかしいと私は思います」ということで相談を受けました。ちょっと読んでみます。

「24時間、365日かかりつけ患者さんに救急対応」ということで標題がありまして、「かかりつけの患者さんであれば、平日夜間、休日の昼夜間においても、カルテ、健診記録があるので適切かつ迅速な初期診療が可能となります」、その後です。「もちろん、かかりつけでない患者さんも症状をお聞きした上で対応しています」というふうに書いてあります。ここの表現がやはり人間それぞれ文章の捉え方が違ってくると思います。

私が先ほど申ししたのは病院の先生でございますけど、やはり先生も土日に例えば美祢市、秋芳町、美東町含めて、いろんな方が休診対応していらっしゃいます。当然休診ということは救急患者さんの対応をしないといけないということでございます。ただ美祢市立病院二つに対しましては、当然救急病院でございますから、ここの表現について非常に捉え方が違った方もいらっしゃるのでは、ちょっとこのあたりの表現について、この表現をどうしてこのような表現されたか、もし御回答いただければお願いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 戒屋議員の御質問にお答えします。

市立病院、市立美東病院のいずれも、山口大学病院の先生方の応援のもと24時間365日の救急患者対応を行っているところであります。

言うまでもなく、救急患者受け入れに関しましては、かかりつけ患者か否かによって取り扱いが変わるものではありません。御指摘の点につきましては、日ごろから診察のみならず検診も含めて、患者さんの身体に関わる情報を把握し、市民の方々のいざというときに、当直医が初期診療——初期対応ですね、をより適切かつ迅速に行えるようにしたいと、市民の皆様の近くにある市立2病院の強みを十分に活用していただきたいと、そういう思いから、このような表現をしているところでございます。

当然、初期診療の後、重篤な患者さんにつきましては、山口大学附属病院を初めとする協力病院との連携により、市民の皆様の安全と安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） いろいろと先ほど申しましたように、それぞれ人間、文章の捉え方、いろんなことが違ってくることもあろうと思いますから、やはり気をつけてくださいということは私は言いませんけど、やっぱり表現の仕方については、いろいろと考えて記載していただけたらというふうに思っております。

病院関係、最後の質問に入らせていただきますけど、当然私、先ほど冒頭申しましたように、病院の外来患者が少ない、それは病院の意識改革、いろんなことをやっていかないといけないというふうに申しました。やはり当然私も企業の中で、あるポジションにいまして赤字が続いて、これを本当にほかの部署から助けてもらった。今病院であれば、市の補填でやっているということでございますけど、当然これは黒字化になっていっていただかないといけないというふうに思っていますが、これは西岡市長にちょっと御質問ですが、以前、高木議員の質問がちょっと私も覚えていませんけど、「病院が黒字化になったら民営化に考えています」ということをおっしゃられましたけど、そのあたりの真意をちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 戒屋議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

経営状況がよくなって黒字化した後という御質問でございますけれども、これは今、新美祢市病院改革プランにお示ししたとおりでございますが、いずれにせよ、経営状況をまずは改善をしていくということが急務であるというふうに考えております。そのためには先ほど戒屋議員も少しお話をされました医師の確保、医療スタッフの確保が今急務とされております。

その中で高橋管理者、また本間院長を含め今病院スタッフの方が非常に御努力いただきまして、今9月1日ですか先月の8月24日の日に、山口大学のほうから内示をいただきまして、総合診療プログラムの候補地として美祢市と萩市が取り上げられました。これによりまして総合診療の医師を早ければ2年後ぐらいから確保できるというような、今状況になってくるということの内示をいただいております。

また、看護師の確保につきましても、この議会に予算計上をさせておりますが、いろいろな手法を使いながら看護師の確保にも努めてまいっております。

私も先日、看護師連盟というところの会長さんに個人的なコネクションを使ってお話をしに行って、どうしたら看護師の定着率、そして看護師確保ができるのかというお話をいろいろ聞いてまいりまして、またそれを参考に今後そういった政策を打っていくということで、いずれにせよ今の状況を打破して、黒字化に持っていくまでの間のプロセスをしっかりと積み上げていきたいと。

また、そうした後、仮にいつになるかまだ見通しは立っておりませんが、黒字化した後は市民にとって有益にこの地域性に合った病院の体系を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 今いろいろと医師、看護師の確保等々病院改革を当然これは私ども皆応援してやらないといけないことと思っておりますので、また今黒字化についてのお話は、またその後市民の方々といろいろな相談ということがございますので、この質問についてはもうこれで終わりたいと思います。

時間も30分近くたちましたので、次の質問に入らせていただきます。

きょうは9月1日ということで、防災の日ということで、私も昨年議員になりましたので、6月から危機管理について一般質問をさせていただきました。昨年の9月及

びことしの3月の定例会で、美祢市危機管理システム及びリスクと対策について質問をさせていただきました。災害の注意報・警報及び発生時の現状の市職員の安否確認、行動の準備・体制についても教えていただきました。

また、災害発生時における市内各地の連絡・確認体制システムにおいて、「区長を主導者とした連絡体制の構築や避難場所・避難経路の確認をしています」とも御回答いただいております。

また、高齢者・障害者については、「所管課が民生委員や社会福祉市民への周知方法として、安全・安心メール、電話、ホームページ有線テレビや音声による告知放送を行っています」とも伺っております。

さらに確実に周知できる方法として、「現在美祢市において開局準備中のコミュニティFMを活用することを考えていますが、開局が予定よりおくれています。当面は、現在の告知放送の活用と安全・安心メールを充実させることといたします」ということで、お答えをいただいております。

また、「市民の方々に防災無線等の機能を果たせる仕組みづくりを行なっていきます」ともお答えをいただいております。

ここ最近、特に地震というよりは集中豪雨、ゲリラ豪雨が本日本各地で起きておりまして、今もまたアメリカのほうもハリケーンということでいろんなことが起きています。

また、これから秋にかけては当然、台風等も来ることも予測されております。その上、先日ですか北朝鮮が、もう意味わからんようにミサイルを撃って、そのときの夜ですか日本を縦断したということでJアラートが、テレビも何も私携帯にも入ってきましたけど鳴っておりました。ここで危機管理システムについて、いろんなことについてお尋ねしたいと思います。

まず最初に、MYTの有線放送でいろんな放送をしていらっしゃるんですけど、これについてJアラートの関係がもし何らかあれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいま戎屋議員からJアラートに関する御質問がありましたので、私のほうからお答えいたします。

有事の際、国は、国民保護に関する情報を全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートと呼ばれる情報伝達システムを通じて該当地域におられる携帯電話等をお持ち

ちの方にエリアメール、緊急速報メールにより、強制的に音声とともに情報伝達をするようになっております。

また、同時に、各地方公共団体にも情報伝達することになっており、本市ではこの緊急情報の中に、山口県が含まれている場合は美祢市安全・安心メールサービスの配信登録者に自動転送をして、職員の手を介すことなく速やかに情報を伝えるとともに、本市の消防本部から音声告知機器を介して緊急放送を行うように手配しております。

なお、Jアラートにより、各報道機関にも情報伝達があり、その場合には直ちに報道されることになっておりますが、現在のところMYTはこのJアラートの瞬時の伝達システムは備えておりませんので、今後の検討課題ということで認識しております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 今Jアラートの件でお聞きしまして、これは次の質問とちょっと重なるというか問題あるんですけど、やはり美祢有線放送でもしそのあたりが今後Jアラートが発生したことについて放送ができるようになるかどうかの御検討はしていただきたいというふうに思っております。

今どうしてそれを申しましたかと言うと、先ほどちょっと今田辺部長のほうから、安全・安心メールということでの配信ということがありましたが、昨年私が安全・安心メールについて今現在何名加入していらっしゃるかとということでお聞きしまして、やはりこのあたりは人数をもっとふやしていただきたいということでお話をさせていただいておりますが、そのあたりについて安全・安心メールの加入者等、それから今後加入をするために今ホームページ等で載っておりますが、それ以外で何か手だてがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 戒屋議員の美祢市の安全・安心メールの登録状況を申し上げます。

現在本市では、防災情報を初めとする市民の安全・安心にかかわる情報を、お手元の携帯電話等にメール配信する美祢市安全・安心メールサービスを実施しております。

この美祢市安全・安心メールサービスの配信登録件数は、配信される情報ごとに申し上げますと、平成29年8月25日現在で、地震情報や国民保護情報などの防災情報の配信登録件数が1,977件、次に、交通事故情報や防犯情報などの交通安全・防犯情報の配信登録件数が1,260件、そして、火災気象通報や消防に関する情報などの消防情報の配信登録件数が1,858件となっており、それぞれ重複して配信登録をされている方もいらっしゃいます。

次に、美祢市安全・安心メールの登録者をふやす取り組みでございますけれども、美祢市安全・安心メールサービスの配信登録件数の増加が、地域の防災力の向上や防犯につながるというふうに考えております。このため、積極的に配信登録者の募集に努めており、今年度は、市ホームページや「広報げんきみね。」の5月号、6月号及び8月号において、登録会員募集の記事を掲載いたしましたところでございます。

その結果、防災情報の配信登録件数は、昨年8月末と比較して、103.4%となっております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 今、安全・安心メールの加入も昨年お聞きした数字よりはふえてきていると思いますが、やはりこれは危機管理の中で、非常にそれぞれ市民が情報を知るためには必要なことでございますから、もっと加入者をふえるふうに告知、いろんなことでやっていっていただきたいというふうに思っています。

それに関連しますが、関連しますがというか、先ほど言いましたようにFMコミュニティの関係で情報を発信するけどおくらせていますということでございましたが、そのあたりのおくらせている状況等について何らかわかれれば、また今後の予定がわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） コミュニティFMの状況についての御質問にお答えをいたします。

コミュニティFM関係者にお伺いしたところでは、鋭意、業務等について調整中とのことであり、現在のところ開局時期は未定とお聞きをしております。

また、防災無線の整備の可能性につきましては、本市では、個別受信機を伴う防

災無線の導入につきまして十数億円を超える高額な費用が必要となることから、これにかわる同等の効果が期待できる手法として、前回の御質問の中でもお答えいたしました。市内に開局予定であるコミュニティFMの活用を考えているところがございます。

このため、開局時期が未定という状況ではありますが、今しばらくコミュニティFMの動向を注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） やはり先ほど申しましたように、この安全・安心メール以外でやはり情報の伝達というのは大変必要なことだと思いますんで、FM含めていろんなことでの検討を早期に進めていっていただきたいというふうに思っております。

それから、次の質問で、今美祢市内にはいろんな避難場所がかなりあると思いますが、その避難場所の管理につきまして、当然、人というか職員かその他の方が管理していらっしゃる場所もあれば、無人の場所もあると思います。そのあたりで美祢市の管理場所が何カ所ぐらいあって、そのあたりで管理を——私なぜこれを質問するかと言うと、実際的にこれ秋芳北部運動公園に以前の、以前というか今も管理事務所無人がでございます。そこにドアの閉まった中にAEDも置いてあります。そういうところで、いざ使おうと思ってもいろんな問題があり、どうして使えばいいか、そのあたりも問題になっております。

今言いましたように避難場所があって、そのあたりでのAED、その他を含めて、管理体制がどういうふうになっているか。それともう一つは、これことしの議会報告会で嘉万公民館でやるときに、2階の広間でエアコン入れたときに、エアコンかけたけど室外機が壊れていて、結局エアコンがきかなかったということがございます。やはりこの避難場所というのはやっぱり、市民が避難したときに空調関係もきかないと冬は寒い、夏は暑い、いろんなことがありますんで、そのあたりの体制についてちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 戒屋議員の避難場所の管理についての御質問にお答えいたします。

まず、現在、本市の美祢市地域防災計画で指定しております緊急避難場所は

60カ所であります。

また、指定緊急避難場所のうち3カ所は広場、残りの57カ所が指定避難所となっており、そのうちAEDが設置してある避難所は47カ所となっております。

なお、57カ所の指定避難所は、それぞれの施設ごとの担当部署が開錠を行うこととしておりますが、平日や週末などは指定避難所の管理を行う職員等が不在で、施錠がしてある施設もあります。このため避難所を御利用の際には、まずは市に御連絡をいただき、職員が避難所に行き開錠してということが前提となっておりますが、一方で職員がまだ到着しないうちにAEDを使用されたいというような場合も想定されます。

AEDを使用するために、ガラスを破ってもよいという旨の表示をしている施設もございます。このような表示をしていない施設につきましても、緊急でAEDの使用を必要とする場合には、石等でガラスを破ってAEDを使用されるということもやむを得ないのではないかとこのように考えております。

それから、冷暖房機器が設置してある指定避難所は、57カ所のうち24カ所となっております。設置をしていない避難所は、主には学校施設の屋内運動場ということになっておりますが、設置しておるところでも先ほど議員御指摘のように故障しているということでは、その機能を果たしておりません。ですから、この冷暖房機器を設置していない避難所あるいは故障して使えない避難所については、緊急に外から防災用の扇風機とかストーブ等暖房機器を持ち込むあるいはそこに備えつけてある機器を使用するという対応を考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） いろいろと避難場所につきましては、当然AEDその他、冷暖房も必要になるかと思えますので、しっかり対応していただいて、避難があつてはいけませんけど、そのあたりの対応よろしくお願ひしたいと思ひます。

危機管理の中で最後の質問になりますが、これ私昨年6月とこの3月ですか、秋芳洞の携帯電話の連絡が、いろいろな事故があつたときに、連絡とれないということで、いろいろとお話させていただきました、官公庁の方にいろいろなことがあるということでお聞きしておりました。その後、このあたりの進捗状況がもしわかりましたらお願ひしたいと思ひます。

○議長（荒山光広君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） それでは、秋芳洞内の携帯電話通話エリアの確保についての御質問にお答えいたします。

洞内での事故の発生や緊急の措置を講ずる必要が発生した場合、一刻も早く状況を把握して対処することが大変重要であります。このことから、洞内でのリスク管理の手法として携帯電話の通信エリアを確保し、洞内に入られた観光客の皆様が携帯電話の利用ができるよう準備を進めておるところでございます。本年度中の完成を目指しまして、現在、設計その他事務手続を行っているところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） いろいろと光ファイバー等でNTTと連絡とりながら対応していただくということで、本当にありがとうございます。

もう一つ洞内の中で、LEDの電気がかなりついておりまして、この電源が切れた場合に、洞内の中の電気というのはどのような状況、真っ暗になるのか、それとも非常電灯がつくのか、そのあたりだけちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） ただいまの停電の場合の対処方法ということの御質問でございますが、洞内が停電になった場合、バッテリーが作動するようになっておりまして、停電後、約1時間程度、1時間弱だと思いますが、足元にあります通路灯、これが点灯をし続けるようになっております。この通路灯がともっている間に各案内所のアテンダント、そして職員が懐中電灯を多く持ちまして洞内に入りまして、お客様の誘導をするということにしております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） いろいろと非常時の対応についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間が迫ってまいりましたので、最後の質問に入りたいと思ひます。

宇部興産の引込線の現状と今後についてということでございます。これは去年、私が12月に質問する前に、その2年前に現荒山議長もしていらっしやいまして、かなり休止になってから時間がたっております。いろんなこれ地元からの早く一旦

停止がなくならんかという要望もございしますが、昨年の12月に定例会議で質問して以降、その後の進捗状況がわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 宇部興産引込線の現状についての御質問にお答えをいたします。

宇部興産伊佐セメント工場への引込線の廃止につきましては、現在も宇部興産とJR貨物との間で協議を続けられておられるものの、廃止のための合意までには至っていないということでありますが、全体の廃止の合意はまだ時間がかかるということをお聞きしておりますが、まずは踏切部分について一旦停止の解除ができるよという方向で協議を進められておるということをお聞きしております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 今、御回答では、その後踏切の部分の一旦停止をなくするよという方向でというふうに御回答いただきましたが、実はこれ私もかなり市民の方から、伊佐セメントの工場内が私の地元の国行のゴトウさんの前ですけど、引込線部分の部分がもう一部碎石が引いてありまして、トラックが出入りしておる状態です。これにつきましては当然私はどうこう言うつもりはございませんが、宇部興産の業務、いろんな工場、敷地内の確保、設備の問題があつて、そういうことになっているよというふうに思っております。

そのあたり当然これはJRとの相談があつた上でなっていると思いますが、やはり今田辺総務部長がおっしゃられましたように、踏切4カ所についても全般的な、前回ポイントの切り離しをすれば一旦停止が解除できるんじゃないかというお話もありましたが、これは宇部興産とも市も行政としましてJRとも働いて、早く部分、部分で、全般的なことをやるんじゃなくて部分、部分のことを早く一つずつ解消していく方向での御検討というのはいかがなものでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたように、引込線の廃止につきましては、あくまでも宇部興産とJR貨物との間で合意がなされるということが前提ではありますが、踏切の部分

につきましては、市といたしましても交通安全確保の観点から関係機関と協議して、できるだけ早く状況が改善するように必要な働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） やはりこれはJRと宇部興産の問題は一番ポイントになりますが、市の行政としましてJR西日本さんのほうに、行政として本当に市民が困っているということのそのあたりの旨を、ぜひ宇部興産も含めて市としてやっていただきたいと思えますけど、そのあたりについて市長に最後にお聞きしたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 戒屋議員の再質問にお答えをしたいと思いますけど、この件につきましては、数年前より問題提起を議会の中でもいろいろな議員さんからされております。私も市長に就任して以来、宇部興産の幹部の方、そしてJR西日本の幹部の方とお会いするたびに、この件は話題に出ささせていただきながら、早急の改善を図っていただくようお願いをしているところでございます。

今後につきましても、こういった働きかけをさらに強めて改善に向かうように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 最後に西岡市長のほうから、JRに対しても働きかけをしていくということでございますので、やはり私も市民の一員、議員としてもですけど、宇部興産とも相談しながら、この一旦停止の解除についてできるだけ早く一緒になって解除できる方向で動いていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問はこれで終了させていただきます。いろいろとありがとうございました。

○議長（荒山光広君） この際、11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○6番（岡山 隆君） 皆さん、こんにちは。高温注意報が続いた8月でありましたが、きょうから9月1日ということで暑い夏が終わりましたけれども、皆様方におかれましては御健勝のことと御拝察し、本当に心から喜ばしく思っております。しっかりと一般質問も元気いっぱい行ってまいりたいと思います。公明党の岡山隆でございます。よろしく申し上げます。

さて、1番目の質問は、さらなる教育環境の充実を目指す取り組みに関してです。

学校図書館は授業や学校行事などに利用されることによって、学校の中にある図書館として、その役割を果たしております。

全ての子供にとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をよりよく深く生きる力を身に着けていく上においては欠かすことのできないものです。したがって、全ての小中学生が読書の楽しみを享受できるように環境を整備することは、教育委員会並びに行政機関の役割でもあります。

そこで、学校図書館を中心となって運営する司書教諭は、いわば読書教育の専門家であり、学校図書館法においては「12学級以上ある学校には司書教諭を1名配置しなければなりません」と定められております。

一方、司書教諭以外で、学校図書館において図書業務に当たる人は学校司書とされています。司書教諭以外に学校司書があるわけですね。事務職員や実習助手が、事務や授業の傍ら図書館において貸出・返却業務、新着本受け入れなどの作業を担当していることも多く、学校によっては、司書の資格がなくても図書館を円滑に運営するために頑張っている人もいると聞いています。

しかしながら、本市の小中学校の学校図書館の実態はどうでしょうか。現在、美祿市内には13学級ある大嶺小学校のみ司書教諭が1名配置されておりますけれども、学校司書に関しましては全美祿市で2名しか配置されておられません。しかも1日4時間で年間120日以内とされています。

平成27年度に伊佐小学校に学校司書が配置されたことで、平成27年度の伊佐小学校の学校評価表には、「学校図書館支援事業はとても有効な事業である。この事業が4年に1回であることは痛手である。できれば、この事業を拡大し回数が減ってでも、毎年支援してくれることに期待している」とありました。

また、平成28年度の伊佐中学校の評価表には、学校図書館職員の未配置の影響もあり、生徒の読書への関心・意欲向上につながらなかったということで、この27年、6年にはいたということで、非常に読書意欲が高まっていたということも聞いております。「図書館担当教員、学校司書を強く希望する」とありました。つまり、月2から3回の指導であっても学校司書が配置されている効果はとても大きいことがわかってきます。

平成28年度の文部科学省図書館調査結果によると、学校司書配置状況は、公立小中学校の配置数に対して鳥取・島根県はほぼ100%、山口県は55%程度と大きくおくれをとっております。さらに、平成28年度学校図書館図書整備施策に関するアンケートによれば、美祢市に隣接する山口市、宇部市、山陽小野田市はいずれも全ての小中学校に学校司書が配置されております。

政府の第5次「学校図書館図書整備等5カ年計画」には、小中学校に学校司書をおおむね1.5校に1名程度配置することができるよう、地方交付税措置もされているところです。

現在、美祢市には22の小中学校がありますけれども、これに資するならば14名程度の学校司書を配置できる交付税措置がされているはずでありますけれども、そのようになっておりません。しかし、現状の2名という実態は、この西岡市長の公約でもあります「教育環境の充実を目指す」ということから大きく逸脱するのではないのでしょうか。

最近では児童・生徒の読書離れが一段と進んで、魅力のない学校図書となっている反面、生徒等が持っているスマホにおけるゲーム遊びでは目が輝いているわけですよ。だからこそ、この学校司書の適切な増員で学校図書館を生き返らせていくことが重要であります。小中学校に学校司書の配置と支援による児童・生徒を元気づける未来志向の学校図書館づくりについて、どのようなお考えでしょうか。まず、その点をお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 岡山議員の学校司書の配置と支援による児童・生徒を元気づける未来志向の学校図書館づくりについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり学校図書館法において、司書教諭は12学級以上の学校に必ず配置しなくてはならないとされております。

美祢市では、現在12学級以上を有するのは大嶺小学校のみですが、それに限らず市内小中学校全22校中20校へ司書教諭を配置し、学校図書館の充実を図っておるところでございます。

また、各学校では教職員のみならず、コミュニティ・スクールの取り組みの中で、保護者や地域の方の力も借りながら読み聞かせやブックトーク等を通して、児童・生徒へ読書の楽しさを伝えているところであります。

しかしながら、学校現場の司書教諭は、学校図書館業務のほかにさまざまな業務を抱えており、なかなか学校図書館の環境整備と読書活動の啓発まで行き届かない現状もあります。そのような現状を受け、美祢市では学校図書館充実事業として、学校司書としての役割を担う学校図書館担当職員を配置し、学校図書館の充実を図っております。今年度は2名の職員が市内10校を巡回支援しております。

美祢市の学校図書館担当職員は、読書指導や図書業務の豊かな経験を持ち、学校図書館の蔵書整理や児童・生徒への読み聞かせ、校内における図書コーナーの設置や掲示物等さまざまな業務に携わっており、児童・生徒だけでなく、教職員からも高い評価を得ております。

教育委員会といたしましては、学校図書館のさらなる充実を図るために、このような経験豊富な人材を発掘し、支援体制の充実と整備に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。22校、20名は司書教諭、これは免許を取っておられる方で、そういった方がおられるということで、なかなか日ごろの授業等いろいろとPTAまたは親御さん等の対応、なかなか図書館業務に入っ てよりアクティブになっていくことは現実的にちょっと難しいところはあるかな ということは思っております。

資格ある方がおられるちゅうことは非常にいいことですが、それで今後やっぱ

し学校司書がきちっとおって、それが専属的に学校図書館をより充実していくことが重要であるという。配置されているときには非常に児童・生徒が図書に触れる機会が多くて、やっぱり本当にいきいきとしていた。また、やっぱり学校図書がその図書にある偉人の伝記、小説をしっかりと、これ読んだらいいよと、こういったことをどんどんアクティブに司書教諭と相談しながら、学校図書の方がどんどん勧めていくことが私は非常に重要。だけど、それがいないんですよ、現実には。いないんです、2名です。

よそはかなり体制が整っているということで、この1週間前の山口新聞に、「新聞読むほど成績上昇」、2017年度の全国学力テストの児童・生徒を対象にしたアンケートをもとに調査したら、よく本を読む、新聞を読む生徒は成績が、読まない生徒に比べて非常に伸びている。国語、算数が大体10%程度に成績がよくなっているということもありましたので、やっぱり特に小学校のときから小説とか読んでおれば、本当にさっきあった読解力とかいろいろ心豊かな形成ができるわけですよ。しっかりそれをどんどん推し進めていくことが非常に大事であると思うんですよ。

私も、そういったところをしっかりとされちゃったら、もっと今以上に違うちゃったと思うんですけども、なかなかそうならないということでもあります。そういったことで今後は、学校司書と司書教諭が連携しながら、アクティブラーニングの視点に立った学校図書館運営のモデル校にしていきたいと思っています。

その点ともう一点、今後は22校全てに学校司書を設けるということは難しいですけれども、せめてこの旧美祢に4名、秋芳・美東に4名で8名、まずこの程度から拡充して学校図書を拡充していただき、3年以内には学校司書がどの学校にもおるように、そのようにしていただきたい、このように思っておりますけれども、この辺についてどのような御見解でしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の再質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、学校図書館の果たす役割は、読書指導の場である読書センター、学習活動を支援する学習センター、情報活用能力を育成する情報センターとしての機能を有しております。

これからの学校図書館には、「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進める基

盤としての役割も期待されているところでございます。そのためには先ほども教育長がお答えしたように、市内各小中学校では、教職員だけでなくコミュニティ・スクールの取り組みの中で保護者や地域の方の力を借りながら学校図書館の機能を充実させ、さまざまな読書活動を展開してまいりたいと考えております。

児童・生徒が本に興味・関心を持ち、読書の楽しさを今まで以上に感じるための学校図書館であるためには、学校司書等の増員や市立図書館・県立図書館、関係機関との連携も大切であると考えておりますので、教育委員会と協議をしてまいりたいというふうに思っております。

さらに7月に子育て座談会をした折にも、保護者の方から一番強く要望を出されておられるのが、やはり学校図書館の充実、そして市立図書館の充実ということでございました。これにつきましても、しっかりと教育委員会と連携をして進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

それで、市長の思いはわかるんですけども、学校の桂花、小学校とかそういったところの学校の耐震化、また厚保関係のね、そういったハードの面はかなり私は進んできて、我々も一般質問等してきたわけでありましてけれども。

今後はその建物の中における生徒の本当に成長というものが非常に良識豊かに、心豊かな思いやりある生徒を築いていくためには、やっぱり良書にしっかりと接していかなきゃならない。それはそのまま置いておいたってだめなんですよ。だから一生懸命、教育委員会、また学校の先生も対応されておりますけれども、やっぱりその現場における学校司書の方が、生徒と接する時間が多いんですから、そこでしっかりと生徒とのコミュニケーション、良書をしっかりと読んでいただくような工夫をしていく。

だから、今ちょっと御回答がなかったけれども、学校司書、他市ではもうほぼ体制が整っている、美祢市は今2名ですから、全校だったら22名ですよ。だから、この学校司書を今後どこまで、私は3年以内に22名全校に配置していただきたいということを言いましたけれども、この点について市長、どのような御見解か最後ちょっとお願いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁したとおり、学校司書の増員も教育委員会と協議しながら、今岡山議員が数字を言われましたけれども、それに添えるような形をとれるように協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。そういう形でしっかりとされることがさらなる教育環境の充実、市長が言われているこの公約を私は守っていくことにつながってくると思っておりますので、どうかそここのところの配慮をよろしく願います。

時間がありません、次ちょっと行きたいと思っております。

最近、小中学校のホームページを見る機会がありまして、各学校のホームページを検索・閲覧しました。ホームページの運用と活用に関しましては、皆さんも本当に苦労されているんだなということを感じさせられたんですけども。

各小中学校のホームページ作成内容にあつては、かわいらしいホームページのトップホームページ、学校の歴史、行事予定、学校運営、学校評価、いじめ防止基本方針、児童の活動等、多彩でよくできたホームページも目にしましたが。反面、行事予定表が平成28年度のままで更新されていない学校のホームページが約9割程度、そのほかに内容についてもちょっと魅力を感じられないかなというホームページでありました。

ホームページができていたところは、市内で一番生徒数の多い学校であった、教員が他校に比べて保有教員がいるためにホームページ作成・更新に充てる時間が何とか工夫していたと思われておりますけれども、現在の公立小中学校のホームページの開設状況は90%を超えております、文部科学省の調査で。それで、ホームページ運用上の課題として、管理する教職員の時間的負担が過大というのが70%ありまして、運用者の後任不足が50、内容のマンネリ化が40%となっていて、学校教育現場のみでこのホームページ運用・管理は非常に難しいものがあるなということを感じました。

それで、学校現場でホームページの管理についてはどう思っているのかとの問い

かけに関して、学校ではなく教育委員会が学校ホームページについて一元的にサーバー・システム保守、研修を実施することに賛成か反対かの設問に対して、学校側は65%の方がそのようにしていただきたいというあれが強かったですね。

したがって、教育委員会は学校のホームページの負担を軽減し、教育の情報化への仕組みを提供し、学校現場ではホームページ作成へのガイドライン、内容の更新に集中することが、私は本来のあり方ではないかと思っております。なかなか教職員の現場で、そこまでやるとなると、更新のみが私は精いっぱいではないかと思っております。

ということで、各小中学校を身近に感じさせられるホームページの管理についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 各小中学校を身近に感じられるホームページの管理についての御質問にお答えいたします。

ホームページは、各学校の教育目標や児童・生徒の活動の様子を家庭や地域へ伝え、開かれた学校を推進していくために重要な情報発信のツールと考えております。例えば、児童・生徒や保護者が転校先の学校の様子を知る場合などには、ホームページが重要な役割を果たすこともあります。そのような学校の顔となるホームページは、できる限り最新の情報であることが望まれます。

議員御指摘のとおり、美祿市では、ホームページを活用して積極的に情報発信している学校がある一方、ホームページは開設しているものの更新頻度が低かったり、あるいは古い情報がそのまま掲載されていたりする学校もあるのも事実でございます。その原因として考えられるのが、ホームページの作成や更新の技術を持った教職員の人材不足が挙げられます。また、掲載する情報内容の精査など、各学校でホームページを管理運用する職員の作業時間が十分確保できない等も考えられるところでございます。

このような課題に対応するため、各学校では、情報発信の中核を担う教職員を研修会に参加させ技能を習得させたり、教員に限らずチーム学校としての力となる事務職員や業務アシスタントがホームページ更新の担当をしたり、またコミュニティ・スクールの取り組みの中で、地域の方、意外とそういうものに詳しい方がおられた場合は、そういう方の力をお借りしたりしながら対応を工夫し、成果を上げて

いる学校も見受けられます。

教育委員会としましても、このようなホームページ運用上の課題を解決し、ホームページをより充実した情報発信のツールとするために、市独自で教職員への研修機会を提供したり、長期休業中を活用して各学校のホームページの更新を行う機会を提供したりしてまいりたいと考えております。

また、地域人材の積極的な活用を図るため、今後もコミュニティ・スクールの機能が充実するよう学校を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

ホームページ作成に当たってちょっと私も、美祢市立大嶺小学校ホームページ、これちょっと白黒であれですけど、非常に色がついて、かわいくて、いろいろ学校経営、いじめ防止基本方針、学校だより、行事予定、非常にこちらが知りたいような情報というのが結構皆、中にありまして、非常にこのホームページはなかなかいい内容であると思っておりますので、こういった一番いいところのものを私はほかの学校も引用されたらいいんじゃないかと、このように思っております。

それで、あとホームページ作成に当たって、いろいろサーバー、システム、セキュリティ対策とか、いろいろシステムエンジニアリングがおらないと、なかなかうまく起動できないともたくさんありますので、こういったところのものについては、学校の先生だけで研修受けてできるものじゃないとたくさんありますので、その辺は業者さんに頼まれてされることは重要でありますし、今言われた学校コミュニティの方で結構専門の方がおられたら、ホームページ作成に当たっての支援をしっかりとしていただく。地域の学校によって1人そういった方が何かおられると、非常にいいものができますので、先生と協力しながらそういう方向で、今教育長言われたような方向で、ホームページづくりされたらいいんじゃないか、このように思っております。

これは要望、感じたことだけ言います。再質問はありません。

それから、次のタイトル2番目の大きな質問に移ります。平成30年度の国保制度改革から見えてくる取り組みに関してです。

厚生労働省は、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している

実態等を踏まえ、少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないとあります。ちょっとペナルティが、医療費助成した場合には国からのペナルティがあったわけでありますけれども、それはまさに子育てに後向きということで、結構いろんな国民から批判があったということで、減額措置は行わないということになったんです。

それで、この見直しにより生じた財源については、各自治体において、さらなる医療費助成の拡大ではなく他の少子化対策に充てることを求めると、厚生労働省保険局国民健康保険課長から研修を受けたところです。

それで、各都道府県の未就学児にかかわる減額調整の規模については、各自治体が一般会計繰入で補填している部分については、平成30年度以降、減額調整措置の見直しによって補填が不必要になります。それで、各自治体においては必要とされる少子化対策を検討していただき、有効な活用をお願いしたいとありました。

それで、この未就学児にかかわる調整規模は、この山口県で6,704万円となっております。それで市町、市が13ですけれども、市町入れたらまた多いんですけれども、二、三百万あるかなと思ったんですけれども、ちょっと実際聞いてみたら、未就学にかかわる調整額は約30万円程度ということで、こんなに少ないのかなと思いましたが、大した財源ではありませんでしたけれども、少子化対策として有効に活用しなければなりません。

したがって、子ども医療費助成にかかわる国保の減額調整措置費を活用して、どのように少子化対策を支援するのかお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の子ども医療費助成にかかわる国保の減額調整措置費を活用して、どのように少子化対策を支援するのかの御質問にお答えをいたします。

岡山議員が制度の内容をほとんど詳しく今述べられましたので、この制度の内容については割愛をさせていただきますけれども、今議員がおっしゃいました未就学にかかわる美祢市に充てられる調整額は、これに該当するものでございますけれども、平成28年度の実績数値で約52万円となっております。そのうちの2分の1の約26万円が市からの繰入額というふうになっております。したがって、

平成30年度からの未就学児までを対象とする当市の少子化対策の財源の一部として、その繰入金額分が充当できるのではないかなというふうに考えております。

当市における今後の少子化対策といたしましては、現在実施しております医療費助成のほかに、多子世帯等保育料軽減事業や子育ての情報発信を行う子育て応援サイト運営事業、また子育てを助け合う会員組織であるファミリーサポートセンターの運営事業、放課後児童の健全育成のための児童クラブ運営等などが挙げられ、これらのさまざまな事業の財源として市の限られた財源を有効に活用していき、さらに事業の拡充をさせていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。市に26万円の繰入額あったということで、この額は小さい額でありますけれども、子育て支援法で今市長も具体的に説明されましたので、私はもうそれでいいのではないかと考えております。

今後ともしっかりと保育園とかそういった未就学の園児・児童に対して、手洗い石けんとかうがい薬、健康であるために、そういったものをしっかりと配って健康のために予防していくことも、私は大切なことではないかと考えておりますので、そういったことも一つの考え方としてあるということをお話させていただきました。

それで、最後の質問に移りたいと思います。

国保制度改革における運営は県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとに国保事業費納付金を決定します。市町村ごとの標準保険料を算定・公表し、給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う一方、市町村は国保事業費納付金を県に納付する役割となっていると、この厚生労働省の保険局国民健康保険課長から説明を受けました。

そこで平成30年度から保険者努力支援制度の取り組みは、医療費の適正に向けた取り組みに対する支援として大きな予算がついておりますが、保険者努力支援制度——ちょっと聞きなれない言葉なんですけど、行政言葉ですよ。この山口県の評価指標の獲得点は111.3点で、47都道府県中39位、後ろから数えたほうが早いわけですね。市町村、また県民のための健康の取り組みが、要するに山口県では全国39位ということになります、簡単に言うとね。

それで、まず指標1番が、これが特定健診・特定保健指導の実施率、これが指標

1 番。

この指標 2 番が、がん検診受診率・歯周疾患病検診受診率、これがどうかということですね、高いか低いかな。

そして指標 3、糖尿病等の重症化予防の取り組みの実施状況。6 人に 1 人が糖尿病予備軍、糖尿と言っています。私も血糖値が非常に高いとこでありますから、食生活をきちっとしていかなといけないなと思っております。そういったところですね、それをちゃんと指導しておるかどうかな。

指標 4、個人インセンティブ、わかりやすい情報提供をちゃんとしているかどうかな。

指標 5 番目に、重複服薬者に対する取り組みの実施状況。

指標 6、後発医薬品の促進の取り組み、使用割合、ジェネリックを勧めてちゃんとしているかと。美祢市は 6 番目の後発のジェネリックを割合よく活用していると、点数がいいんですね。

それで山口県における平成 28 年度保険者努力支援制度の結果から、本市も類推することができます。特に指標 1、2、3 が悪い結果となっていることから判断すれば、1 番の特定健診受診率、2 番目のがん検診受診率・歯周病患者検診受診率、3 番目として糖尿病等の重症化予防の取り組みに総力を上げなければ、市民のこの健康寿命を延ばすことはできません。

しっかりと行政が旗振り役をしながら、いかに地域住民並びにあらゆるグループ組織との連携強化で、健康寿命づくりに取り組まなければなりません。従来的なことをやっていたら、なかなか市民の健康寿命は延ばすことはできないわけですね。そして、また受動喫煙防止対策強化の必要性なども、受動喫煙による健康被害から市民を守ることも重要であります。

したがって、国保制度における保険者努力支援制度の評価指標結果から、どのように市民のこの健康寿命を延ばしていくのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の国保制度における保険者努力支援制度の評価指標結果から、どのように市民の健康寿命を延ばしていくのかの御質問にお答えをいたします。

初めに、保険者努力支援制度の概要について御説明いたしますと、これは医療費

適正化への取り組みや国保固有の構造問題への対応等を通じて、保険者機能の役割を發揮させるといった観点から、例えば後発医薬品——先ほど言われたジェネリックでございますが——の割合や国保税の収納等において、適正かつ客観的な指標に基づき、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し、支援金を交付することで国保の財政基盤を安定させるというもので、平成30年度に制度の創設を行う方向で検討が進められております。

なお、この保険者努力支援制度につきましては、平成27年6月の閣議決定により、国保において保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで反映することが決まり、平成28年度と29年度は当制度の前倒し分が実施されているところであります。

その取り組み状況を踏まえて、平成30年度までに、メリハリのきいた運用方法の確立など、保険者における医療費適正化等に向けた取り組みに対する一層のインセンティブ強化について制度設計が行われる予定となっております。

その保険者努力支援制度における平成28年度前倒分の状況であります。議員御指摘のとおり、がん検診・歯周疾患検診受診率向上に対する取り組みや糖尿病等の重症化予防の取り組みの指標に対して、現時点では美祢市においても達成度が高いとは言えない状況でございます。

なお、この指標は、国保被保険者のデータに基づくものであり、市民の多数を占める協会けんぽ、組合保険及び共済組合の被保険者の状況については把握できておりませんが、今後このような状況に対処するため、各種健診の周知方法の工夫、市民が利用しやすい保健指導のあり方等を研究し、受診率の向上や市民との対話に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民の健康寿命の状況について御説明をいたします。

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間を示す健康寿命は、平成25年調査では、美祢市は男性78.66歳、女性85.64歳となっております。

健康寿命の延伸は、ただ長生きするだけではなく、その人が自分らしく、自立して充実した生活を送るために、体が健康であることが大変重要でございます。そうした個人の意識に加えて、社会的なつながりと豊かな人間関係、地域の結びつきの力により、個人の主体的な健康づくりを支援することで、さらなる健康寿命の延伸

が可能となります。

美祢市健康づくり推進協議会では、少子高齢化が進む美祢市において、美祢市の地域性に応じた課題について家庭や地域、社会全体で支援する環境づくりの推進と地域住民が自分の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組み、一人ひとりの生活の質を高めることができる健康づくり運動の推進として、美祢市第2次健康増進計画「いきいき健康みね21」を平成28年3月に策定をいたしたところでございます。

本計画では、「こころと体と地域がぶち元気みんなでつくろう元気みね」をスローガンとして、市民や地域、関係機関、行政が一体となって健康づくりに取り組んでおります。

また、この計画の行動目標として「楽しく食べよう」「いい汗かこう」「ゆっくり休もう」「しっかり自己管理しよう」として、成果を達成するためのアクションプランも検討しているところでございます。

例えば、学校単位での減塩テーマの取り組み、山口弁ラジオ体操の普及、集う場仲間づくりとしてのサロンの紹介、歯科検診の啓発などでございます。

さらに、美祢・美東・秋芳の保健センターでは、年に4回ずつ計12回「健幸カフェ」を開き、市民の方が気軽に健康について語り合える場所を提供し、一人ひとりの健康づくり意識の向上を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

今市長が言われました「いきいき健康みね」ということで、この第2次美祢市健康増進計画ということで、もう既に市がつくっておりますね。それで市民の皆さんにも簡易的なパンフレットが何かあったと思っておりますけれども、食生活とか今言われました「楽しく食べよう」「いい汗かこう」「ゆっくり休もう」など、しっかりと自己管理のことが書いておまして、これをしっかりと読んでいけば、健康に非常に関心のある人は読むんです。そうでもない人は読んじやないですから、本当に健康に関心がある人は読んで、より一層健康、元気になっていくんですよ。

それで、地域においては独居老人の方とか、地域の集いに出不精の方とか、またこのいろいろ健幸体操カフェとかに行きたいけれども足がないとか、結構そういっ

た人がたくさんおって、なかなかそういったところの人までどう巻き込んで健康寿命を伸ばしていくかということが、私はこれからの大きな課題とは思っておりますので、そこまでの行政の丁寧な、また地域を、これは行政は旗振りしますけれども、そういった人を手出すのは地域の人、民生委員と色々な人がおって、出不精の方と友達の方がそういった（聞き取り不可）行って、食生活とか運動するようなことをしっかりとやっていくということが、私はちょっと今後その辺の工夫をしていかなくちゃならないと思っております。

そういったところで、今後どうそういった、健康に関心がある人はいいいけれども、関心がいま一步ない、なかなかそういった健康からちょっと外れているような、そういった方をどう巻き込んでいくか。この点について何かいい秘策か何かあるのでしょうかどうか、この辺について再質問したいと思います。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） ただいまの岡山議員の再質問にお答えいたします。

先ほどから言われておりますように、健康に関心を持たない、そういった市民の方をどういうふうに導いていくかということでございます。

今地域包括ケアシステムというのが盛んに言われております。地域でとりあえずいろんなことに取り組む。特に今、現に地域に例えば社会福祉協議会が配置しております福祉委員とか、そういった既に健康なりあるいは特に高齢者のそういった認知症なり、そういったものを早めに気づく、そういった取り組みを進めているところであります。

今後私どもも、そういった地域でいろんな健康に関する施策等を展開しているわけではございますけど、特にその中で今の9月3日、日曜日、あさってになりますけど、多職種交流会というのを計画しております。それには医師あるいは歯科医師、薬剤師、そして介護支援員、専門支援員とかあるいは地域でいろんな中核的に活躍しておられる、職業的に活躍しておられる方の連携等をとりはしておりますので、いち早くそういった健康に支障のある方等をいかに早く発見して、そして医療等と連携をとっていくような政策を進めておりますので、今後そうしたことを展開してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。今後近日中に多職種の交流会があるということで、そういった中から健康寿命に関する対応策というか何か見つけられると本当にいいのではないかと、このように思っております。

最近テレビで非常に健康に関する番組があって、特にNHKなんかはよく皆さん見られて「ガッテン！」というのがありますよね。その中で健康をしっかりと維持していくためには、まず体の免疫力をつけなくちゃならない。ツバメの巣がええとか何とかいろいろ言っていましたけど、それは高いからメザシを一日2匹食べたらええとかね、卵を四つ食べられんけど、同じのやったら二つでもね、そしてあとはバランスのいい食生活をきちっとしていく。

こういったところを本当に皆さんにしっかりとさせていただく。こうして「いきいきみね」とありますけれども、具体的にそういったところを書いていく。そうして、きのうかおとつぐらいには、体の筋肉をつけることも大事だけど、神経をきちっと活性化させんにゃいけんということで、くの字というか、くの字、こうやって神経動かすために、くの字に体を動かしていく、こういう体操。そして、がにがに体操、それは転ばんためのこういった体操を日常的に負担かからん程度にやっていけば、かなり転ばなくなる。

こういったこともしっかりと取り入れながら、より具体的にそこまで入ってやっていく。血管が若々しかつたら長生きができるかということで、カンテンをしっかりと摂取するとか、そういったところをきめ細やかに今後食生活と適度な運動をきちっとやるということ、ここを本当に私は今後とも地域包括ケアシステム、まだまだいろいろそういった面で支援策するところがたくさんあると思っておりますので、どうか今後ともこの多職種交流会で、私たちが健康に、また認知症を早く発見するようなタブレットでその方にやってもらった、あ、ちょっと認知症が進んでいそぞ、そういったことを早く地域の中で、集まりの中でそれができるような形にしていくとか。そういったまた血糖値なんかが、あ、ちょっと調べたら簡単にできますので、あ、高いんだとか、そういったところを早くやるような対応策というのは、私は今後行政として考えていくことが市民の命を守り健康長寿にしていくための大きな支援策になると思っております。

どうかその辺もしっかりと踏まえながら、市民福祉部の皆さんは非常に大変でしょうけれども、どうか今後とも市民の健康長寿のために御尽力していただきたいこ

とをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（荒山光広君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。竹岡昌治議員。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

○14番（竹岡昌治君） それでは、午後トップバッターの政和会の竹岡でございます。ちょっと腹の皮が突っ張ると目が緩むということですが、眠たい方は寝られて結構でございます。私は緊張感持って一般質問したいというふうに思っております。

まず、今回は、水道料金統合についてということと新公会計の取り組みと財務4表、さらに公的資産のアセットマネジメントの取り組みについてということで、大きく二つ質問を通告いたしております。

そこで、まず第1番目の答申の緩和策の具体的な方法の提示と美祢地域受給水者の周知徹底についてということで、小さい項目でお尋ねしたいと思いますが、美祢市が合併してはや10年を迎えようとしております。過去8年間前市長並びに職員の皆さん方の心血を注いで財政の健全化に取り組んでこられました。その結果、美祢市の財政は現在手堅く推移しておるような状態でございます。

さて、このたび水道料金の統合問題で御苦勞いただきました美祢市上下水道料金の審議会の委員の皆さんには、心から敬意を表したいと、このように思っております。

なお、議会におきまして、全員協議会において、答申内容の説明がございました。水道料金については答申がありましたが、美祢市上下水道料金審議会という名称なんです、なぜか下水道料金については何の報告もないし、記述もなかったやに思っております。そのことについて、どのようなことでそうっておるのか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（荒山光広君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間敏君） 竹岡議員のただいまの御質問にお答えいたし

たいと思います。

昨年、上下水道料金審議会の設置条例を当議会において御承認いただいて、その設置に向けて昨年の10月に初会合を開いたところですが、今回の審議会に対しての私からの諮問は、美祢市の上水道、いわゆる水道料金の統一とその水道料金の適正化ということについて合併後10年近くを経過しようとしている現在、それぞれの地域において、旧1市2町の水道料金体系を承継してきた関係で、それぞれの地域において差異があるという状況が引き続き続いておりますので、その水道料金の統合と料金の適正化についてやはり10年を経過したところですが、喫緊の課題であるということで、まず水道料金の統合、料金の適正化について諮問をしたところです。

今後、下水道料金については、時を別として審議会に諮問する計画もございますので、今回は水道料金のみとしたところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） そうしますと、まず、下水道料金については諮問しなかったということですか。はい、わかりました。それはまたいずれあるだろうと、何ら下水については記述がなかったんで、なぜかなと、こういうふうに思いました。

そうしますと、答申書によりますと、まず緩和策、このことについて、ちょっと気になるんですが、管理者は今お持ちですか。答申書の中には、まず、基本水量の付与、これが激変緩和措置として、4つ挙げてあります。アとイと二つ大きく分けてありますが、私は4つだというふうに思っておりますが、基本水量の付与を5立米すると、これの根拠、それから、果たしてこれが公平性があるのか、なぜ5トンなのか、これもわかりません。

それから、もう一つは、美祢地域に対する減算単価の適用ですか、これは美祢地域に限り逡増単価から3円を減算する、どっから3円が出てきたのか、いわゆる、単なる初めから18.15%上げるという、もう想定の中から逆算をされていたというような気がするんです。しかしながら、この文章を読んだだけでは、じゃあ、美祢の皆さんの水道料金は幾らどのような形で負担をしていただくのか、あるいは美東、秋芳はどういうふうになるのかという、ちょっと我々素人にはなかなか見えにくいです。

それから、この算定期間を2年間とする。私たちが説明を受けたのは、一応4年間の期間で積算をして、やられたと、このように思っておるんです。しかしながら、その間2年間でやってしまうと、こういうことだと思うんです。私がお尋ねしたいのは、この文章だけでは、私も一口に美祢がどうなるよ、あるいは秋芳がどうなるよ、それから美東さんはどうなるよという、実はいろんな方から質問受けるんですが、的確に答えることができない。したがって、具体的にそれから論理的にその数字をもし明らかにできるものであれば、お示しをいただきたい、このように思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の水道料金統合についての御質問にお答えをいたします。

まず、水道料金審議会による答申の緩和策の具体的な方法の提示と、それに伴う美祢地域の受給者、周知徹底、どういうふうにしていくのかということであろうというふうに思っておりますが、議員御承知のとおり、平成20年の合併後も、旧1市2町の水道料金の体系をそのまま継承して、地域による差異があることから、料金統合を行うことが市民の一体感の醸成の観点からも最も重要な課題であるというふうに認識をしております。こうしたことから、平成28年10月に美祢市上下水道料金審議会を設置し、水道料金の統合について、さまざまなシミュレーションをもとに5回にわたり御審議をいただき、平成29年4月に当審議会から答申をいただいたところでございます。

その答申の概要を申し上げますと、算定期間を平成30年度から平成33年度までの4年間とし、この4年間の事業に要する総括原価を算定するとともに、料金体系を口径別料金に統一すること、1立方メートル当たりの使用から従量料金を適用すること、料金単価は5段階逡増制をとることとしたものでございます。

こうした結果、平均改定率が18.15%の増となるものでありますが、この平均改定率を旧1市2町別に申し上げますと、美祢地域では132.5%、美東地域では89.6%、秋芳地域では106.4%となるものであります。

このように、3地域の改定率がそれぞれ異なることから、経過措置といたしまして、緩和策を講じたところであります。

それでは、御質問の緩和策の具体的な方法を申し上げますと、新料金の施行から

当初の2年間基本水量を5立方メートル付与すること、美祢地域の水量単価を3円減額することです。

一つ目の基本水量を5立方メートル付与することは、生活用水として利用される一般市民の方々への新たな負担増に対する配慮であり、二つ目の美祢地域の水量単価を3円減額することは、大きな上がり幅となる美祢地域への緩和策です。これを具体的な金額で申し上げますと、一般家庭に最も多い口径13ミリで1カ月の平均的な使用料が15立方メートルの家庭を例とし、新料金を適用すれば1カ月の水道料金が2,180円となりますが、答申による緩和措置を行うことにより、当初の2年間は、美東及び秋芳地域は1,950円になり、美祢地域は1,925円になるものであります。

この緩和策の結果、現料金との差が美祢地域で1カ月当たり510円の増額から255円の増額と緩和され、美東地域で420円の減額が645円の減額となり、秋芳地域で305円の増額が80円の増額となるものであります。

以上が審議会による答申でございます。

次に、美祢地域受給者の周知徹底についてであります。新料金体系の（発言する者あり）はい、済いません。料金を今後どうするかというところは今言われたんで、（発言する者あり）いいですか、はい、済いません。

以上が審議会による答申でございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私が今お尋ねしたのは、この激変緩和のこの条件を論理的に、数字的にという話を申し上げました。しかるに5トン付与するという根拠は全くわかりません。5トン付与することによって、今度新料金を低くすると、抑えると、こういう意図なんです。これを、激変緩和というのは、これはまた市長にお尋ねしたいんですが、上がる、値段が急激に上がるから激変を緩和しましょうというのが普通の考え方と思うんです。しかるに、今回は下げる方もちょっと矛盾が出ていますよね。それから、秋芳町においても、今80円とおっしゃったんですが、今、1,875円の料金が、今度は2,180円上がる新料金になると、その差額が300円ぐらいあるのを一旦80円下げようとか、どうも18.15は最初申し上げた上げ率にこだわり過ぎちゃって、そこで3円を美祢地区においてはちょっと

逡増単価を3円ほど下げましよう、こういふことしか見えないです。もつとわかりやすく言つたら、美祢の市民の皆さんは、今どれぐらゐの水道料金、全体の、払いよるかつたら、半分は美祢地域の方なんです。残る半分が美東、秋芳の方です。そうすると、統一するためには、半分払つてゐる美祢の市民の皆さんに、先ほども話がありましたよに、百三十数%とおっしゃつたですね。上げていかなくぢやならない。これ当然半分以上も使つてゐる方ですから、これでも、これが全部使つてゐるならこれだけ要りませんけど、美祢は132%、それから美東が89.6、それから秋芳が106.4とおっしゃつたと思ひます。私、どうしても説明するときに納得、私自身が納得できないから、説得ができないんですが、何で5トンは付与されるのか、たしかにそれは生活用水ですから、大事なのはわかります。でも、激変緩和するとしたら、そんなことする必要ないと思ひますよ。私は、提言ですが、4年間なら4年間で美祢の水道料金を4年間で25%ずつ上げていくと、このほうがかむしろ激変緩和としては、市民の皆さんに説得しやすいなと思ひます。

それから、逆に下げる方も25%ずつ下げていく。だから、秋芳さんの場合はわずかな金額ですが、それでも25%ずつ上げていくとこういふやり方をするほうが普通じゃないかなと思ひます。そこで、激変緩和措置といふのは、普通、急激に経費の負担が多くなるから激変緩和して、その辺救済しますよといふ考え方だと私は思つていたんですが、次に市長が答えようとされた市民の皆さん、あるいは秋芳の皆さんにどのようにこれを理解を求め、周知徹底をしていこうといふふうにお考えになつておられるのか、いわゆる上がるとこの当該地域の皆さんにどういふ形でコンセンサスとつてお進めになろうとされているのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、激変緩和措置の件でございますけれども、先ほど申しましたのは、上下水道料金審議会の答申を申し上げたものでありまして、これを今上下水道局と私どもで、どういふふうにかこの答申に沿つていくのか、もう少し今竹岡議員言われた緩和策の方法を見出していくのかといふところを協議しております。これにつきて、新料金体系の策定に当たつては、基本的には当然審議会の答申を尊重しつつも、やはり今おっしゃいましたとおりの激変緩和をしていく場面をどういふふうにつくつ

ていくか、そして美東地域の方の料金体系、今まで高かった部分のところをどう補っていくのかというところを、当然条例案を出しますので、その前によく議会の皆様ともこの答申内容を精査して、私どもから案を御提示させていただきたいというふうに思っております。

これは、すぐに決まるものではないというふうに思っております。当然生活に密着した水道料金、一番市民の方に負担を、値上がりした場合はかかる場面におきまして、やはり議会と執行部としっかりコンセンサスをとって、協議をして料金体系を整えていきたいというふうに思っております。

こうした中に当たって、特に値上がり幅の大きい美祢地域の受給者の皆様には、市民生活に欠くことのできないライフラインを適切に維持をしていかなければいけませんので、必要な事業計画及びその費用についても丁寧に広報活動、また説明会等を開催しながら御理解をいただけるように努力をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 答申は答申として受けとめ、それから緩和策についてはまた議会も含めて進めていきたいと、こういうふうにおっしゃったんで、ある意味では安心したんです。私も個人的には全部比較表つくってみたんです。例えば、先ほど私が申し上げたように、25%ずつ4年間で上げるのも下げるのも仮にやったとしても、13ミリか20ミリを使っている方がほとんど家庭用だろうと思いますし、大口は、このまま上げたとしても、これもまた妙なもので、水道の給水収益は上がるが、全庁的には、市の負担はふえますよね、市も負担しているわけですから。そうしますと、上げた分の大口はほとんど市が負担すると、あるいは工場が負担するという形になると思います。

そこで、やってみますと、そう大差がないんです。先ほど私が申し上げた、無理に5トン付与せんでも、そのほうが私は論理的だなと思うんです。だから18.15というのにもちょっとこだわり過ぎたんだなという気がしますが、それはまた議論する場があるようですので、そのときにさせていただきます。

次に、②なんです、美祢市の水道ビジョンのこれは26年6月に実は、これ議会で示されたのは26年6月です。水道ビジョンというのがあります。この中に、

実は28ページに「水道施設及び管路の更新と耐震化、さらにはダウンサイジングしながら再構築し、耐震化、排水の二重化等を考慮し、次世代への強靱な施設をつくる」と記述してあります。

まず、このことについての28年までの取り組み、それから、併せて水道は30分までにはやめたいんで、行きたいと思うんですが、次に、35ページには、財政計画を策定するという中で、実はこのビジョンの中には財政計画ございません。アセットマネジメント計画について、併せてお尋ねしたいと思うんです。これを「活用しながら健全な水道が次世代へ確実に引き継がれていくようにしたい」と、こう書いてあるんです。今回の答申でも、40年と、いわゆる法定の耐用年数で計算すると三百数億円かかるよと。それをアセットマネジメントの活用によって、二百数億と、いわゆる100億円ぐらいの節減を図ると、こう書いてあります。したがって、そのことについてお尋ねをしたい。どういう取り組みを今日までなされてきたのか、これは、管理者のほうから、よろしく願いいたします。

○議長（荒山光広君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間敏君） それでは、竹岡議員の美祢地域水道ビジョンの28ページ及び35ページに掲げられている取り組み状況についてお答えいたします。

美祢地域水道ビジョンの28ページでは、美祢市水道事業経営の三つの観点の安全・強靱・持続を目標に、施設及び管路の更新に優先順位をつけ、事業を進めることをうたったものであり、特にダウンサイジングについて言及しているものであります。ダウンサイジングについて現在の状況を申し上げますと、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助事業簡水統合事業を行っております。

四郎ヶ原配水池の更新期に際し、四郎ヶ原及び川東簡易水道に上水道を接続し、祖父ヶ瀬浄水場から送水することとしたことから、四郎ヶ原及び川東の簡易水道の浄水場及び配水池を廃止しております。その結果、施設の更新費の削減と維持管理の一元化及び水質、水量の安定化並びに浸水対策等が図れたものと考えております。

また、議員御存じのように、硬度問題の解決策として、秋吉地区に祖父ヶ瀬浄水場からの送水を計画しており、今年度は基本設計を行っているところでありますが、上水道からの送水により、永明寺及び広谷浄水場を廃止し、その送水ルート上にあります上野丸山配水池も新配水池に統合することとしており、大規模なダウンサイ

ジングを図れるものと考えているところであります。

そのほかにも、赤郷北西浄水場を廃止し、美東簡易水道から送水する計画も持ち合わせております。

次に、水道ビジョン35ページに記載しております取り組みについてであります。35ページには、財政計画の策定を述べているものであります。水道ビジョン策定時に毎年必要な更新費用については、アセットマネジメントの結果、毎年5億から6億円が必要となり、あらかたの財政計画は出しているものであります。これを踏まえ、詳細な計画を策定する必要があります。

今回の新料金の算定では、今後10年間の細かな事業計画をもとに料金を計算しているものであります。その後の30年間の計画を追加したものを水道ビジョンの改定期に加えて、経営計画としたいと考えております。

3点目、アセットマネジメントの計画についての御質問にお答えいたしたいと思っております。

水道事業を計画的に更新し、資産を健全な形で次世代に引き継いでいくことは現世代の責務であります。また、長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営することが必要不可欠であります。これを組織的に実践する活動がアセットマネジメント、資産管理であります。

美祢市水道事業の平成28年度決算では、有形固定資産が75億5,800万円ありますが、会計制度変更前の平成24年度に厚生労働省から示された「水道事業アセットマネジメントに関する手引き」に従い、更新需要の把握を行っております。その結果を申し上げますと、平成26年度から平成68年度までの42年間に必要な更新需要は327億円、毎年の必要額は7億から8億円であります。この資産をアセットマネジメントの手法を用いて、重要度及び優先度を考慮して更新需要を算出すれば、42年間の必要額は235億円、毎年の必要額は5億から6億円に縮小することができる資産となったものであります。この算出された更新必要額を考慮して財政計画を策定し、水道料金の体系の構築とともに、安全・強靱・持続する健全な水道事業をビジョンの実現として目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） そうしますと、まだ進行形なんですね、つくるとは書いて

あったけど、26、27、28、大分たちました。それはいいです。ぜひちょっと水道の料金の関係では、総括原価のところではちょっと意見が食い違いましたけれど、また、それは議論する場もあると思いますし、それから、アセットマネジメント、それからもう一つ私が通告しておりますPPPまたはPFI方式の取り組みについてというのは、ちょっと公会計とも絡みがありますので、ちょうど30分になりましたから、次の公会計に移りたいと思います。そこで、ちょっと公会計でお尋ねをしたいんですが、まず、財務4表、貸借対照表だとか、いわゆる損益計算思考というても経常収支がどうなのか、臨時収支、企業でいえば特別損益になるわけですが、それと、キャッシュフロー、いわゆる試験収支計算書、それから、もう1表ありましたね。固定資産のいわゆる動き方、この4表、4表のうち、2表は連結してもいいよと。というのは、最後の答えが次の頭へ来るわけですから、それはそれでいいと思うんですが、その中で、当然発生主義なるんですが、固定資産台帳がもうでき上がっているだろうと思うんです。この28年度決算から財務4表で、一応報告するようにはなっていると思うんですが、美祿市のような小さい市はどうなるかわかりません。この固定資産をいわゆる洗いかえていく、これについてどういうふうな取り組みをされたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 公会計の資産確認の状況についてお答えいたします。

公会計の資産確認の状況については、地方公共団体における地方公会計の――失礼しました。固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした新基準による公会計処理を平成28年度決算分から実施するように国から要請がなされております。この新基準による公会計の処理に当たっては、資産のうち固定資産については市の保有する全ての資産を総務省から示されている評価方法により台帳化するよう求められています。

昨年度、平成27年度末の固定資産台帳の整備が完了しております。本年度においては、平成28年度の異動分の反映を進めているところであります。資産の適切な管理は、適正な公会計処理を行うためには必要不可欠であり、大変重要なことであると認識しております。まずは現在進めております固定資産台帳の整備を着実に推進するとともに、今後も適切な資産管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私、固定資産台帳つくるに当たって、どう取り組まれたかということなんですが、お尋ねしたのは……。今、もうでき上がっているんですよ。どなたがやったんですか。どこがやったんですか。だからその取り組みをちょっとお聞きをしたんです。

○議長（荒山光広君） 竹内財政課長。

○総務部財政課長（竹内正夫君） ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

昨年度、今答弁のあったとおり、27年度末の固定資産台帳、固定資産について無形固定資産も含めまして、整備いたしました。体制につきましては、昨年度初めから全庁的な体制をつくりまして、その評価に当たりまして、会計的な知識は必要ということでありましたので、会計事務所さんのほうに半ばお手伝いもいただきまして、評価方法等につきまして、7月ぐらいからヒアリング、各所属に対してヒアリングを行いまして、全庁的な試算の洗い出しを進めてまいりました。

最終的には、年度末にはなりますが、年度末には全ての資産について、評価方法等確認いたしまして集計し、27年度末が完成いたしましたというところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 会計事務所にお手伝いを願ったということで、少し濁されたようですが、私、要するに、何もかんも委託をしてやるというのがちょっと引っかかっているわけですが、今後、この公会計やりますと、また最後のときに申し上げようと思っておりますが、やはりそれなりの職員の中に専門的知識を持った人たちがおらないとやれないだろうと、このように思います。

今、総務部長のお答えは、いわゆる発生主義に複式簿記だと。それから固定資産台帳、今、課長が無形固定資産も含めてとおっしゃったですけど、国も固定資産と書きながら、次に、質問の中に入れておりますいわゆる公金、今までは、一般会計の中では未済額という言葉を使っていたんでしょ。今度は貸借対照表上になりますと、恐らく未収金ということだろうと思うんです。これに対して、どのように資産を洗いかえたのか。固定資産と大きくは銘打ってあります。その次に、貸借対照表つくる時に資産の洗いがえをするわけです。したがって、未収金、本会議の

初日だったと思います。岡山議員から質問がありました。不納額についてどうだっ
てというような質問がありましたが、私はそうした未収金の洗い出し、それから、債
権の保全管理、これについて、会計事務所はどのように指導をされたのか、それか
らどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 竹内財政課長。

○総務部財政課長（竹内正夫君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えしたいと思
いますが、会計処理につきましては、平成28年度決算分からということで、平成
30年の3月末までに総務省、国のほうから公開するよう要請されております。

したがいまして、現状では固定資産台帳の28年度決算分の異動をしているところ
でございます。その後、会計処理のほうを進めようと考えております。未収
金等につきましても、現状作業に準備段階で着手していないという状況があります
ので、そこにつきましてはまた最終的に未収金の洗い出し、額について年度末には
お答えできると考えています。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 国のほうが示すか示さんかというよりは、要するに、税に
しても、公正公平な負担、受益者にしてもそうなんです。今回の公会計の中に取り
上げられた問題は、行政の中でいえば、どういうことで活用するんかというのがあ
るわけです。おっしゃらなかったんですが、そうすると、財政書類にかかわる各種
指標を設けるといふ、これは当然だと思います。それから、将来の施設更新に必要
額の推計、当然水道の管理者も言われたように、将来の投資に対しても、それから
投資したものに対しても、アセットマネジメントの中でいえば、ライフスタイルコ
ストがどれだけかかるか、いわゆるつくってから、始末、処分する、人間でいえば
ライフスタイルですが、コストでいえば、そのライフスタイルコストがどれだけか
かるかと、それをどのようにするかということが、やっぱり大きく予算編成のとき
にかかわり合うわけです。

国も県も、地方自治体も含めて、今後税収がどんどんふえるとは思わないし、そ
れから、美祢市の場合も人口が減ってくだらうし、そうすると、台所事情が悪くな
る中で、どんな勘定をしていくのか、その中に一つ未収債権の徴収体制の強化だど
か、入れ込まれています。いわゆる表向きはただ発生主義しますよ、固定資産台帳

をつくってくださいよというのは、その貸借対象つくるときの必要な科目であります。しかしながら、未収債権、これはやっぱし資産です。このことについて、若干お忘れじゃないんじゃないかなと思うんです。だから、これは国が言うとか言わんとかという以前の問題だと私は思っております。このことはまた後々します。

それから、今度は行政外の外部に対して、これは市長も企業経営されておられるからよくわかりだと思いますが、自治体に変えれば、住民の皆さん、あるいは議会にどのこれを活用していくのか、どう説明が説明責任果たすためになる、もう一つ地方債の活用、これはもう我々企業であれば、投資家の皆さん、金融機関の皆さん、この人たちに対しても大きな説明の資料になるわけです。そうした要するに企業や投資家の皆さんに向けて経済状況や業務の動きを情報提供するという役割を持つわけですから、単なる私は固定資産台帳を会計の専門家に委託をして、そして仕上げた、それで終わりというのじゃ私はないと思いますので、その辺の認識を今後、私もまだ公会計のことについては不勉強ですので、きょうはある意味では御存じなら教えていただこうかなと思ったんですが、最後に、このアセットマネジメントの期待できる効果、これをわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

行政におけるアセットマネジメントとは、社会インフラによる公共サービスの最適化を達成するため、現在ある資産を適正に評価し、それを将来にわたって、安全かつ快適に維持するとともに、市民のニーズに的確に対応するため、限られた財源を有効に活用しながら、適切な公共サービスを維持していくためのマネジメントシステムであるというふうに認識をしております。

本市においても、厳しい財政状況のもと、アセットマネジメントの構築の必要性はますます増していると考えております。今後、新基準による公会計処理を行い、財務書類を分析することで、施設の更新時期の平準化、総量規制等の方針や事業別、施設別の行政コストの算出による施設の統廃合などの検討を具体的な数値を用いて行うことが可能になるというふうに考えております。

また、これらの分析結果は、今後予定している公共施設等、総合管理計画の個別施設管理計画の策定に当たり、有効な資料として活用されるものと考えております。地方公会計の取り組みを着実に推進し、それをもとに今後のアセットマネジメント

の構築につなげてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） わかりました。市長のほうから、アセットマネジメントについての明快な御答弁がございまして、その効果をどう発揮していくかということで取り組んでおられるようですから、これ以上申し上げることありませんが、最後のところで、本庁舎の整備検討委員会のアンケート、市長、読まれました。そうですか。私も読んでみました。そうすると、今回のアンケート調査は、建てかえありきのアンケート調査だと私は率直に受けとめました。

じゃあ、ほかの方にかわっていただきますが、私なら私で、息子が中古車に乗っている。買いかえようと思うけども、新車がいいか、今の車を修理したほうがいいか、どう答えます、絶対に新車にしてくれって言いますよ。じゃあ、新車なら、スタンダードにするか、それともフル装備するか、って言ったら、フル装備するって言います。そういうアンケートの仕方になっている、見たら。

そして、最後に私が申し上げたいのは、財政のことが何にも触れていない。今の会話の中で、最後に、それはいいけどじゃあ新車のフル装備にしちやるよと、しかしローンを払っていかにかいけんから、今後は小遣いは削減するぞと、そこがないんです、わかりやすく言ったら。

だから、このアンケートは、初めから建てかえありきのアンケートになっていると私は思います。今市長がアセットマネジメントの効果をお尋ねしたときに朗々とはっきりおっしゃった。にもかかわらずこうした本庁舎建てかえについては、答えを誘導するようなアンケートになっていると。私はこれはいかなもんかなと思うんですが、市長、最後に何かあればおっしゃってください。なければ、終わりたいと思います。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。（「市長」と呼ぶ者あり）西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 本庁舎整備の検討委員会のアンケート調査についての御質問でございます。

議員御承知のとおり、審議会をつくりまして、今鋭意審議してもらっている最中でございます。それに伴いまして、アンケート調査を抽出により行ってまいりる所存でございますけれども、今、竹岡議員言われました事柄も、もう少し配慮があった

ほうがよかったのかなという思いもしておりますけれども、このアンケート調査いたしまして、また結果をどういうふうな結果が出るかわかりませんが、しっかり分析をして、本庁舎を今後どうしていくのかというところの答申をいただけるものというふうに思っております。

また、答申をいただいた後には議会のほうとも議論を重ねていかなければいけないというふうに思っておりますので、アンケート調査も、もしかしたら、もう少し議会のほうとも議論すべきだったのかもわかりませんが、その内容を精査して、答申を受けて議会に諮っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 別にアンケート調査の中身を議会に諮ってもらう必要はないんですが、市長がアセットマネジメントの効果、御存じなくてやられたんなら仕方がないなと思ったんですが、先ほどしっかりとお答えいただいたんで、わかっていらっしゃるなど。ならば、こういうこともきちんとやっぱりやるべきではなかろうかと実際思ったからお尋ねしたんです。

しかも新聞記事には、市長が諮問されるときに、50年後を見据えてと挨拶されたんです。市長、例えば、総務省が、私、よく今ごろ使っているんですが、総務省が美祢市の人口予測していますよね。2025年、これは末永議員がいつも言っているように、2025年になると、団塊の世代が75歳になるよ、大変な時代が来るよと、こう話しておられますが、2040年になると、美祢市の人口は2万切りますよね。しかも、90歳以上が1,400人超すんですよ。こんな美祢市が来るのはもうすぐなんです。50年後見据えてとおっしゃったんで、大体人口どれぐらいの想定で考えておられるんですか、今回は。その辺がちょっと最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

確かに審議会の冒頭、諮問するときに50年後を見据えて庁舎のあり方を検討してほしいというふうに申しました。それは、意図は、当然今竹岡議員おっしゃるとおり、本市の人口は確実に減ってくるということを踏まえております。

そこで50年後の行政スタイルに合わせられる庁舎建設が求められるというふう

に私は思っております。施設の複合化はもとより、ダウンサイジング可能な庁舎のあり方、例えば、例を挙げさせていただいて大変申しわけないんですけども、今秋芳総合支所、美東総合支所、大変大きな建物が建っておりますけれども、現在1階部分のみの使用、2階についてはほとんど使われていないという状況。しかしながら、これを今人口が減少して、市民に開放して使える状態なのかといえ、そうではないというふうに思っております。そういった意味も含めまして、庁舎をどういうふうな形が50年後の行政スタイルに合っているのかということも検討していただきたいという思いで申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 時間が切迫しました。今、市長のお考えは、アンケート調査にも何も反映していないんです。人口がどれぐらいになるという予測もないんです。お金がどの程度かかる、そうすると財政がどういふふうになるということもないままのアンケート調査になっているので、ちょっとお聞きをしたわけですが。最後に、私が申し上げたいのは、提言になるだろうと思うんですが、その前にダウンサイジングのことで、ちょっと簡水のこと、つないだからこうなったよと、実は、議会は20年前から言っていたんです。簡水と上水をつなごうやとかね、そういう話はずっとしていたのが、ようやく、法の整備変わったんでしょうから、可能性が出てきたということだと思っています。

ちょっと話を元に戻しまして、職員の採用について、これは提言です。先ほども今度は公会計がいわゆる発生主義の複式簿記で処理をしていかになくちゃいけない時代が来るだろうと思います。それから、財務4表だけじゃなくて、いろんな財務諸表を活用してくるような時代が来ると思うんです。そこで、例えば10人の新規採用をする場合、せめて2人ぐらいは、会計学や簿記や、そうした勉強してこられた方を2名ずつぐらい採用されたらいいかなものか。

それから、もう一つはIT関係、電算関係、これもなかなか技術者が育たないというのがありますので、そうした専門教育を受けた方を2名なりとやっていく、5年計画でやれば10人ぐらい集まるだろう。そうした若い人たちが中核となって将来の電算処理だとか、会計処理というもののいわゆる採用制度を変えられたらいいんじゃないかな、これは私の提言でございます。

今まで議論した中で、やはり今から変わっていきまして、単式簿記だけじゃなくなっちゃったんで、そうした意味で申し上げたいし、電算関係も委託費が膨大な金額になっています。そうしたことも含めての提言でございますが、市長に、何かお考えがあればお聞きしたいと思いますし、なければこれをもって私の一般質問を終わりたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 職員採用の方法についての御提言だろうというふうに思っております。現在は、建築土木専門職でございます。建築土木は行政職とはまた別の採用を行っております。また、保育や社会福祉士、そしてまた看護師等は行政職じゃなく専門職で行っております。今言われるのは、多分 I T 関係の専門職と。そしてまた公会計に長けた、会計の勉強をしてきた専門職の方をその枠で雇っていかれたらどうかという御提言だというふうに思っております。御提言として、特に I T 関係なんかというのはすごく今後重要になってくるというふうに思っております。いろいろな制度も、ほかの自治体がどういうふうな取り組みをされているのかも研究しながら、採用については庁内で協議をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） それでは、通告によります一般質問はこれを持ちまして終結したいと思います。お疲れさまでございました。

○議長（荒山光広君） この際、2時5分まで休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後2時05分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。秋枝秀稔議員。

〔秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○5番（秋枝秀稔君） 皆さん、お疲れさまです。純政会の秋枝でございます。一般質問順序表によりまして質問をいたします。

このたびは、一般質問第2日目、最後から2番目ということになりました。お疲

れのところでございましょうが、緊張感をもって美祢市の振興に向け質問をいたします。

このたびは3点の質問であります。市民の皆様にはわかりやすく、端的な質問に心がけたいと思っております。どうぞよろしく御回答のほどお願いいたします。

まず、最初に、本庁舎整備に伴う美東及び秋芳総合支所整備についてであります。

本年の6月に、美祢市本庁舎整備検討委員会が委員20人で発足しました。本庁舎の整備の必要性や建設候補地などについて諮問がなされ、第1回会合を終えたところです。

美祢市は地震が少ないとはいえ、現在の本庁舎は耐震性のないことや水害に遭う危険性、また老朽化による機能低下などがあり、明らかに建てかえるなど考えるべき時期に来ているかと私は思っております。

併せて、美東総合支所、秋芳総合支所などの老朽化は、本庁舎に比べても古く痛んでおり、整備の必要性に迫られていると考えます。その老朽化度合なり把握されている状況をお伺いいたします。

○議長（荒山光広君） 東城美東総合支所長。

○美東総合支所長（東城泰典君） 秋枝議員の、各総合支所の老朽化の現状についての御質問にお答えいたします。

最初に、美東総合支所の現状を御説明いたします。

現在の美東総合支所は、昭和29年10月1日に美祢郡大田町、綾木村、真長田村、赤郷村の一町三村の合併により旧美東町が誕生し、建物は昭和30年5月に竣工した庁舎を、改修や増築等で繰り返し使用しております。建築後、既に62年が経過しております。

現在、主に建物の一階部分を、総合窓口課、農林課分室の事務所として使用し、2階部分のほとんどは使用していないのが現状です。

2階は、窓などの立てつけも悪く、一部雨漏りもひどい状態です。バリアフリーの対応も不十分で、高齢者や障害者にとっても利用しにくく、耐震化も満たさず、建物全体の老朽化が著しく進んでいます。毎年、必要最低限の補修を行い、応急的に対応している状況です。

以上です。

○議長（荒山光広君） 鮎川秋芳総合支所長。

○秋芳総合支所長（鮎川弘子君） 次に、秋芳総合支所の現状について御説明をいたします。

現在の秋芳総合支所は、合併前の旧秋芳町時代の庁舎を引き続き使用しております。建物は昭和32年に竣工したもので、建築後、既に60年が経過をしております。その建物に増改築を繰り返し、耐震化もされておらず、周辺建物も含めて全体に老朽化が進んでおります。

事務所としましては、主に建物の1階部分を、総合窓口課、農林課分室、上下水道局の分室で使用しております。2階部分のほとんどは、特に雨漏りがひどく、さびや建物のゆがみにより窓等の立てつけも悪いため、使用ができない状態でございます。

行政サービスを提供する場として、市民の皆様にご不便をおかけしないように、毎年最低限必要な部分的な補修を行い、応急的に対処しておりますが、維持管理経費は増加しているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） 御丁寧な御説明、ありがとうございました。よくわかりました。

美東、秋芳の総合支所も、大変老朽化といろんな機能が低下しておるということで、本庁舎に比べるとまだ状態が悪いのかなという思いをいたしました。

美東につきましては、今、遊休建物がありますし、美東センターに移動するなり、美東保健福祉センターに移動するなりも考えられると思います。

秋芳については、なかなか私もちょっと、どういうふうにするかええかわかりませんが、建てかえ、増築などもありだというふうに思います。

どちらにしても、本庁舎整備と併せて考えるべきだと思いますが、そのあたりのお考えをお聞きできたらというふうに思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋枝議員の御提言でいただきました、美東総合支所を美東センターもしくは美東保健福祉センターに移転してはどうかという御提言についてお答えをいたします。

まず、美東センターは、昭和55年建築の旧耐震基準による建物であり、現在の

ところ耐震化の有無を判断する診断も実施されていない状況でございます。

一方、美東保健福祉センターは、平成12年建築の新耐震基準による建物であります。

今後、美東地域の拠点となる総合支所の整備を検討する上で、単体としてではなく周辺施設との複合化、共用化も検討する必要があると考えます。

その際、比較的新しい美東保健福祉センターを活用することを主眼に、隣接する美東センターも併せて一体的に検討することが有効であると考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） わかりました。美東センターが旧耐震ということ初めて聞きて、そういうこともあるんだなというふうに思いました。

どちらにしても庁舎が悪いということで、それを移転するとなると、移転跡地が出てまいります。その方法も考えなければいけないというふうに思います。美東総合支所の跡地に、少し狭いような気もいたしますが、例えば保育園の移転も考えられます。支所1カ所動かすことで、跡地とかいろんな問題が出てまいります。

本庁舎がよくなることはいいと思いますが、同時に、美東、秋芳地域の整備も計画に乗せていただきたいと思うところでございます。

保育園の話が出ましたので、美東町の保育園は、美祢市では極端と言っていいほど整備が遅れておまして、老朽化などひどい状況であります。今般の一市二町の合併の前に、各保育園が老朽化し機能も古くなっていたということで、建てかえという計画もありましたが、合併の動きを見据えてということがあったように記憶しております。

また、関連しまして、大田に船窪山火葬場がございます。これもいつか一般質問でもお願いしたところですが、老朽化がひどく、古色蒼然として、近在の住民の方も利用するのをちゅうちょされて、美祢のゆうすげ苑に行かれたということも聞いたことがございます。これらの整備についても、計画なり予定があればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋枝議員の関連施設の整備計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、保育園の建てかえについてであります。現在、公立保育園においては、昭和48年から昭和56年の間に建設された保育園が7園あり、これらは建設後30年から40年経過しており、これまで補修等を行いながら対処してきているところでございます。

地域別の保育園の状況であります。美祢地域につきましては、私立保育園の受け入れ環境が整っていることから、民間の施設を主とした施策を行っております。

また、秋芳地域につきましては、現在、嘉万保育園と別府保育園を統合した秋芳北部地域統合保育園を建設中であり、保育園の運営と施設の充実を図っているところでございます。

一方、美東地域につきましては、現在、赤郷保育園を休園とし、大田保育園、真長田保育園と真長田保育園綾木分園の3園を運営をしております。

園舎につきましては、3園とも建築後40年を経過しており、老朽化が進んでいる状況にあります。特に、大田保育園と真長田保育園につきましては、老朽化に加え、立地環境の面から、早急な対策が必要と認識をしております。

市では、園児数の状況や推移を踏まえ、将来の運営方針を早急に取りまとめるとともに、子ども子育て会議の意見を踏まえ、施設整備に着手をしまいたいと考えております。

次に、美祢市船窪山斎場についてお答えをいたします。

船窪山斎場の整備にかかわる今後の方針については、昨年の9月議会において、秋枝議員から御質問をいただいております。その際にも老朽化が進んでいることから、早急に検討をしまいたいとお答えをしております。

船窪山斎場については、昭和48年に供用開始しており、44年が経過し、老朽化が否めないことは十分承知をしております。

直近の火葬件数について申し上げますと、平成25年度が102件、平成26年が106件、平成27年が101件と、ほぼ横ばいで推移をしておりましたが、平成28年度は80件、平成29年度は7月末現在でございまして24件と、若干減少傾向となっております。

しかしながら、美東地域、秋芳地域の皆様にとりましては、人生の終焉の場として必要な場所であると考えておりますので、老朽化は進んでおりますが、火葬炉を含めた施設の定期的な点検、メンテナンスに努め、可能な限り継続をしまいたい

いと考えております。

また、併せて、施設改修の可否についても、現在検討を進めているところでありますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。いろいろ御検討いただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。財政負担も大きいものがありまして、大変なこととは思いますが、計画的に進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、有害鳥獣の解体処理場についての質問に移りたいと思います。

有害鳥獣の解体処理場の件につきましては、過去幾度も質問をいたしました。が、検討するという答弁でございました。

ジビエが大きな社会的関心事項にもなり、また、喫緊の課題でもありますので、鳥獣被害防止のため、新たな情勢も踏まえ質問を行いたいと思っております。

美祢市内もですが、県内一円で鳥獣被害が拡大の一途となっています。いろいろ話を聞くにつけ、特に鹿が増加しているような感じを受けております。手を緩めると、増加の一途から思いもかけない被害や災害が出てくるのではないかと予想をしております。鳥獣被害と対策費の増大に歯どめがかからない状況下で、いかに効率的に鳥獣被害を防止するかという視点で、主に対策を考えられていることが多いわけですが、食材利用という視点が抜け落ちているように思っております。

ジビエは、まぎれもなく六次産業というふうに思います。捕獲から解体、加工、流通、商品化、さらに観光までを一本の線をつないで、持続的な被害対策を確立すべきだと考えております。

まだ山口県内では、この食材利用という視点からの取り組みはとても乏しいという表現をさせていただきますが、全国を見渡しますと、山口県内の取り組みがとてもおこなわれているような感じが拭えません。

今、立ち上げれば、山口県の先進地になれると思っております。いかがでしょうか。今、日本全体では大きなジビエのうねりのようなものがあります。

ことしの4月に、内閣府において、野生鳥獣の肉の利用を拡大していくために、内閣官房長官を議長とする関係省庁対策会議が設置され、初会合も開かれたという

ことがニュースにありました。内閣府の下で、省庁横断で、スピード感をもって政府をあげて対策に取り組むということで、かなりな危機感も感じました。

そして、来年度予算にも対策を反映させるなどとニュースがありました。また、ジビエがいろいろなニュースやネットの記事に出ることが多くなりました。

なぜここで処理場が必要かと考える事項を、私なりに4点にまとめました。述べたいと思います。

まず1番目としまして、ただ単に駆除するだけでは、狩猟者の減少も進みますし、また個体の処理も大変だからと考えるところですが。鹿などの大きな個体は、穴を掘って埋めるということをしなければなりません、大変過酷な労働というふうに思っております。

先日、我々純政会で島根県南部町の行政視察を行いました。駆除されたイノシシを買い取りしており、狩猟者は駆除奨励金にこの肉としての売り上げが上乗せされることから、持ち込み希望も多いということでありました。ちなみに、11月から1月に60キロのイノシシを捕獲した場合は、1万8,000円ばかりいただけるということになり、捕獲奨励金が6,000円とした場合は、つごう2万4,000円の収入となりますので、狩猟者も捕獲意欲がいやなし向上するようです。また、ある市では鹿は一頭最大1万円くらいで買い取るということも聞きました。

2番目ですが、新しい産業の創出の観点、加工場まではできても、川下である販売の視点から困難ということは重々承知しておりますが、軌道に乗れば効果的な鳥獣害防止対策になると考えます。山村の産業創出もできるのではないかというふうに思います。一筋縄でいけないことはよくわかっております。運営の問題や販売の問題など多岐にわたる問題があります。

しかし、これまで捨てていたものが収入になれば、雇用も生まれ、地域が元気になります。肉以外に、皮や骨、角などの商品化も考えられます。状況によりましては、一気に産業として花開くような感じもしております。

3番目といたしまして、食肉加工などの事業が赤字でも、被害の減少による社会的効果が大きいというふうに思います。特に、鹿は肉の歩留まりが悪く、民間ベースでの処理はなかなか困難であるということから、行政が先鞭をつけて将来の可能性を探るべきであり、これも行政の役割の一端ではないかというふうに思うところがあります。

4番目としまして、自然の恵みである命をただ単に殺傷するだけでなく、肉や皮などとして生かすという視点であります。

以上4点述べましたが、非常に困難な課題とは考えておりますが、有効な鳥獣害対策という観点から、この新たな施策をぜひ実施、成功させてほしいというふうに願っております。

検討の状況と今後の計画があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋枝議員の、有害鳥獣解体処理場についての御質問にお答えをいたします。

まず、必要性和運営における問題点についてであります。

鳥獣解体処理場の設置については、平成26年6月議会及び平成28年12月議会の秋枝議員からの一般質問で御回答をしているところであります。

美祢市では、2,000頭前後のイノシシ、鹿が捕獲されており、捕獲された野生鳥獣の処理につきましては、狩猟者において大半が自家用消費されるか、埋却処理されているのが現状であり、食肉として一般市場への流通は確認をしておりません。

しかしながら、この鳥獣肉を食肉加工処理し、ジビエ料理として活用できれば、美祢市の特産品になり得る可能性は十分にあると考えられるとともに、有害鳥獣の捕獲者にとっても対価を得られるため、捕獲意欲の増加につながり、鳥獣被害の軽減が図れることや、地域住民の鳥獣への関心を持たせるなど、多くの利点が挙げられます。

一方、問題点については、1点目として食肉処理施設を継続的かつ安定的に運営できるかというところであります。食肉の材料となる野生鳥獣が年間を通じて安定的に搬入できるかということでもあります。イノシシであれば11月から3月末までの狩猟期に集中し、また土曜日、日曜日に搬入が集中されることが予想されます。

1日の処理能力を超えた場合の対策も、また必要になってきます。

また、野生鳥獣の食肉加工を行うには、食品衛生法の規制対象となり、基準に適合した施設をつくることはもちろんであります。処理加工を行うための営業許可を受けることも必要となります。

2点目といたしまして、食肉の安全性が確保できるかであります。野生鳥獣には

病原体や寄生虫が存在している可能性があり、それらを食することが原因のE型肝炎ウイルス、腸管出血性大腸菌または寄生虫などによる食中毒等のリスクがあります。

これらは、平成26年11月に公表された野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針を参考に、中心部まで十分に加熱することが必要であり、消費者に対し正しい知識をもつていただくことの周知徹底が重要となります。

3点目は、食肉加工した肉の販売先が確保できるかであります。先行事例によると、食肉加工処理した食肉は、近くの道の駅やインターネットによる販売が中心であり、需要の伸び悩みがあるとの情報もあります。

安定的に食肉を販売するには、販売先の確保が重要であり、市の特産品として、レストラン等での加工販売、スーパーや食肉販売店への出荷、旅行会社と連携したジビエ料理ツアーの開発など、野生鳥獣肉の普及啓発を図っていくことが重要になります。

以上が、必要性和運営における問題点でございます。

次に、検討状況と今後の日程についてであります。

平成27年10月に農林水産省から発表された、捕獲した鳥獣の食肉利活用についての資料によりますと、平成27年6月時点で、野生鳥獣を地域資源として活用している事例として、全国で172施設が紹介されており、現在はさらにふえていくと推察をされます。

紹介されております取り組み事例は、いずれも加工処理した肉をカレー、コロッケ、ハムなどの商品に加工し販売するものであり、商品開発、販路開拓、加工・販売施設の整備が重要であり、六次産業化の補助金等の活用について紹介されているところであります。

本市におきましても、イノシシや鹿などの食肉を活用したジビエ料理や加工品の商品開発などに先駆的に取り組まれている方に対しては、六次産業化への誘導を図り、美祢市の特産品へつなげていくことが必要と考えられます。

有害鳥獣解体処理場については、引き続き他の施設の信息及びまた移動式解体処理車の情報を収集し、調査検討をしてみたいと考えます。

また、捕獲意欲を向上させるためにも、有害鳥獣捕獲奨励事業の単価増額についても検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。いろいろ研究はしておられるというふうなことがわかっております。

先ほど言われました病虫害のリスクというのも、全国で成功しているから、これはもうクリアできるというふうに思います。県内でもこれを成功させている事例がないというふうに思っておりますが、他県では結構やっております、ここで一步踏み出すかどうかというところではないかというふうに思います。

なかなか現状、職員の方も大変だろうというふうに思います。仕方ないかなというふうな、今ちょっと聞きましたが、この鳥獣害対策は、農林課の一部門で、悪く言えば申しわけないですが片手間というような感じを私は受けております。やはりこの事業は、片手間のできるような事業じゃないというふうに思うんです。1つの課として独立させるなり、あるいは民間の知恵を集めて、有害鳥獣対策は全て民間というか、そういうところに任せるとか、そういうことも考えたらどうかなというふうに思うわけでありまして。このあたり、可能でしょうか。改編、少しは考えられるでしょうか。お伺いいたします。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） ただいまの秋枝議員の再質問にお答えをいたします。

現在、有害鳥獣対策室ということで、農林課の農政係の職員並びに林務係の職員が、先ほど議員も言われたとおり兼務という形で、有害鳥獣対策室という組織で、現在、有害鳥獣のさまざまな施策等を行っております。

これを、今室ですので兼務ではありますが、課に準ずるという形でやっておるところでございます。

それから、民間にということですが、こちらについてはちょっと検討したことがございません。

以上です。

○議長（荒山光広君） 秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） わかりました。急に言ったもんだから、困っちゃったと思いますが、既に全国ではさまざまな動きが出ておりまして、この汽車に乗りおくれちゃだめじゃないかなというふうに私は思うんです。ぜひともまた、前向きな御検討

をお願いしたいと思います。

以上で、有害鳥獣を終わりました、続きまして、最後に質問ですが、住民自治によるまちづくりの検討状況ということでお伺いたします。

美東町の赤郷地区には、昨年から地域おこし協力隊員の方1人と、ことしから総合政策部の地域づくり支援室の方が1名常駐され、地域の支援に活躍されておられます。その目的は、地域活性化と思いますが、地域づくり支援室の方の常駐につきましては、おおむね公民館を単位とした地域づくり事業の取り組みの具体化に向けた事業調査というようなものではないかというふうに思います。

この地域づくり支援室からの派遣があり、支所の職員も2名おられ、都合4名の配置となっております、地域おこしに取り組みられておられます。早く達成されることを期待するわけですが、市長は前々から地域活性化の拠点づくりを言われており、今般、赤郷地区でパイロット的に試行をされていると思いますが、今の状況なりどのようなものかをお聞かせいただければと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋枝議員の、住民自治によるまちづくりの検討状況についての御質問にお答えをいたします。

赤郷地区における取り組み状況と今後の工程についてでございます。

美祢市総合計画後期基本計画では、5つの基本目標の一つに行財政運営の強化を掲げ、基本方針として市民が主役の協働のまちづくりを推進することとしております。

赤郷地域における取り組みは、地域住民と行政が連携、協力して地域課題の解決や、魅力ある地域づくりに住民が主体的に取り組む仕組みを構築することで、地域の個性や特性が生かされたまちづくりを市民協働により具現化していくというものでございます。

この事業を、本市の未来につなげる協働のまちづくりのモデルケースとして構築するべく、本年度において美東町赤郷地域をモデル地域に選定し、地域づくりを支援する専属職員を、赤郷交流センターに配置したところであります。

当該職員の選定については、地域住民が主体となって目指すまちづくりを、行政の観点から総合的な助言等ができるよう、行政経験が豊富であり、また地域の実情にも詳しい再任用職員を配置をいたしました。

取り組み状況ですが、地域の実情を踏まえた課題など、住民の皆様が地域のことをどのように捉えているかを把握するため、赤郷地域の中学生以上の住民約750名を対象にアンケート調査を実施し、現在集計を進めているところであります。

また、赤郷地区には、美祢魅力発掘隊を平成28年4月から配置をしております。

地域外の都会から人材を受け入れ、いわゆる「よそ者」の目線で赤郷地域の魅力を探り、発信することで、地域の皆様にはそれまで当たり前であったものが地域の魅力として再認識する場面も見受けられております。

これらアンケート調査の集計結果による課題や地域の魅力資源等をもとに、赤郷地域におけるまちづくりの将来ビジョン等を定めた地域まちづくり計画——仮称でございますが——の策定を本年度末をめどに進めていきたいと考えております。

この取り組みにおける重要なポイントは、地域の皆様がみずから考え、地域内における合意形成を図り、主体的にまちづくりに取り組んでいくことにあります。

専属職員の役割は、地域住民が話し合える場づくり、より多くの住民がかかわれる仕組みづくり、地域のネットワークづくりを地域の皆様を向き合って一つ一つ丁寧に構築していくことにあると考えております。

赤郷地域における取り組みを、市民が主役の協働のまちづくりのモデルケースの一つとして構築し、今後、市全域での取り組みに結びつけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。赤郷地区で活躍されておられる方も大変心痛だと思いますが、市民が主役のまちづくり、協働のまちづくりということで頑張っていたいただきたいと思います。

全国を見渡しますと、この協働のまちづくりといえますか地域活性化の拠点づくりが、いろいろな形で行われております。この名称が、地域自主組織とか住民自治とか、小規模多機能自治による住民主体のまちづくりとか、いろんな表現が使われていますが、共通するところは地域の住民の方による自主的な地域運営になろうかと思えます。

この住民自治のまちづくりを進めている市町村が全国でもかなりの数にのぼり、

山口県でも隣の下関市、長門市、山口市などがそれぞれの地域事情の中で実施されておられます。この実施状況について把握されていることがあれば、発表お願いいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 他市町村における実施状況についての御質問にお答えをいたします。

住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の制定の状況についてでございます。

初めに、先進事例を参考に、住民自治によるまちづくりの基本的な考え方について御説明をいたします。

まず、みずからの地域の課題解決や地域活性化を目的に、地域が主体となって協議会などの組織を設立され、市の認定を受けます。

構成された地域組織では、地域で暮らす多様な立場の住民等が自主的かつ主体的にまちづくりに参加し、誰もが暮らしやすい地域にするため、自分たちが何をすればよいかについて幅広く議論を重ね、結論を導き出し、住民みずからが主体となって実際の取り組みにつなげていくことが重要となっております。

また、地域組織と行政の関係性ですが、地域の活動に対して、行政が活動を補助するなどの支え方ではなく、地域組織と市がまちづくりにおける対等な関係により協働で推進することにより、地域組織の設立や活動に対し、行政が行う主な支援として、市職員のサポート、情報共有、人材育成、財政支援等が想定されています。

この関係性は、地域の自己決定が拡充され、地域力が発揮しやすくなる一方で、まちづくりにおける地域住民の自己責任が重くなることを意味するものでもあります。

県内の条例制定の実施状況につきましては、下関市では住民自治を明確に掲げた条例を策定されているほか、山口市、長門市などで同等の条例が整備され、一部の地域で取り組みを進められております。

島根県雲南市の取り組みは、先進事例として全国的にも注目をされており、本年5月には担当課が視察に伺っておりますが、構築をする上で重要となることは、地域住民の自主性、主体性であり、意識改革と機運の醸成に重きを置き、ある程度の年月をかけて構築されたと理解しているところであります。

したがいまして、本市条例の策定を検討するに当たっては、市民の皆様とともに考え、合意形成を図る中で、意識改革、機運醸成を図っていく必要があると考えますが、現在、進めております赤郷地域の取り組みを構築する中で、その動向を踏まえつつ、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） 丁寧な説明、ありがとうございました。この住民自治という流れは、大きな全国的な流れになっておると思います。

美祢市では前々から類似の自治体の職員定数ということで、職員数の上限を決められておまして、住民サービスはやはり職員数の減によりどうしても低下すると思います。逆に行政需要は今後ますます複雑、多様化、多岐化して、行政も市民も多様な要望に対応できなくなることが懸念されると思います。

いずれにしましても、いろいろな行政課題が次第に、課題解決が困難になってくるのではないかというふうに思います。

他市町も、行政だけで対応できなくなって、先ほど申しましたように住民の方に行政に参加していただく住民自治とか、地域自主組織とかいう、いろんな言葉で表現いたしますが、要は、地域のことは地域で決めていただく、そういう対応ではないかと思います。なかなか行政対応が困難になる時代が増加してきまして、逆に地域住民の方は、なかなか行政が動かないと、何をしてもらえるかわからないということで、課題の解決ができないなど、不足の言葉が出てくるやに思います。

住民自治によるまちづくりの組み立ては、検討する間に時間ばかり経過するのではないかと思います。悪い言い方しますと、結局最後は何したかわからんという、こういう状態になるのが、一番私は危惧しております。

ちょうど昨日の一般質問の中で、炭鉱の案内を地域でしたいという要望が出されているという話がありましたが、地域に予算と権限を与えていたら、地域の知恵が集まって早くに動いているだろうというふうに思ったところです。

条例でも規則でもいいから、先につくって、形を先に整えて、例えば下関市の条例の、悪い言い方で丸写しでもいいから、まず事業を実施して行って、最終的に美祢モデルをつくるというのがベストではないかという思いしております。いかがでしょうか。その間に試行錯誤繰り返しながら、美祢の状況に合わせて随時変更を行っ

て、最終的に美祢市モデルという形はいかがでしょうか。

そうでもしないと、なかなか検討ばかりに時間がかかって、結局悪い言い方ですが、最後に棟があがらないと、こういうことになる懸念を持っております。

そのあたり、いかがお考えか、いつごろから実施されるか、お答えができればお伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○5番（秋枝秀稔君） 秋枝議員の、まずは形をつくって、そこから変更を繰り返しながらでも美祢市モデルをつくっていくという話でございます。

それもやり方の一つだろうというふうに思いますけれども、現在赤郷で赤郷モデルというのをつくろうというふうにしております。このモデルを今年度いっぱいある程度見える、どのようにしていくかというのを見る形にしていければというふうに思っております。そこから波及して、美祢市の各地域、各地域といいましても、公民館単位ぐらいになろうかというふうに思いますけれども、そういった地域ごとの組織がつくられていっていけばいいというふうに思っております。

条例を先につくるのがいいのか、そういった機運を高めてから条例をつくるのがいいのかは別といたしまして、しっかりとその地域地域のまちづくりを今後もサポートして行って、モデル地域をまずはつくっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） 御答弁ありがとうございます。

私は、先に形を、入れ物つくって、それから中身を入れていく、これがやはり、行政がこの場合は前を引っ張っていく行政で、これがええんかな、後からついて行く行政ではなくて、前から引っ張ってくる行政が、この場合はいいんかなというふうに思います。

美祢市は人口減、それも働き盛りの人の減少、人口の社会減が、県下でも5本の指に入るほど著しく減少があります。このままいくとどうなるかというような非常な危機感を覚えます。この地域の住民自治による活性化が、これは大きな鍵を握っているのではないかとこのように思っております。

やはり仕組み、システムが必要と思います。地域の大事なことを地域の関係者が

集まって決める。例えば地域の祭りとか、傷んだ市道の補修とか、地域に与えられた予算と権限で解決するなど、さまざまな地域の課題に地域の人々のつながりが深まることによっていろんな知恵が出て、一番最適な解決策も出るのではないかというふうに思います。

地域にはそれぞれの事情がありまして、それを一律に網をかけて対応するというのは、もうそろそろ難しくなっておるというように思っております。それぞれの地域地域での積み重ねで地域活性化してですね、合わせて強靱な美祢市をつくるという、こういうことを私は描いております。なかなか1年や2年で成果が出ず、5年10年と地道な活動が必要と思いますが、これが一番大きな実りをつくるのではないかというふうに思っております。

一日も早くその取り組みをお願いをいたしまして、ちょうど時間も押してきました。本日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒山光広君） この際、3時5分まで休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後3時07分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

末永議員。

○1番（末永義美君） この場を借りまして、議長のもしお許しがあれば、一言、御発言の許可をよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） どうぞ。

○1番（末永義美君） 少し、気になる点がありましたので、もう一度、その言葉の趣旨をお聞きしたい点があります。

今、秋枝議員の質問の中の市長の最後の答弁の中で、執行部の方々が書かれた答弁書なのか、市長の御発言なのかはわからないままのことですが、その中の一言の中で、「いわゆるよそ者目線で」という言葉がありました。いわゆるが付きますから、いい意味とかいい解釈もあるんですけども、私も美祢出身ではありません。そして、いろいろ市外、県外からこちらに来られて、美祢のために暮らし、いろいろな活動をしてきている方々がいます。

言葉の最初と最後にどんな言葉が付いても、せめて「よそ者目線」という言葉を

外部の目線とか、もう少し和らげた言葉が、こういう公の場ですので、「よそ者」という言葉が付くと、私や本当に私たちみたいに対して、本当にここで生まれ育ってないからという意味では、少しがっかり思うような私みたいな方もおられるかと思えます。

もう一度、「いわゆるよそ者目線」という、その思い、趣旨、この辺の言葉の使い方に対しての思いや、また御説明が、御訂正があれば一言、御答弁のほう、よろしく願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 先ほど、秋枝議員の質問の中で、美祢魅力発掘隊の配置をして、「いわゆるよそ者目線で赤郷地域の魅力を探り」という御回答の発言をさせていただきました。

別に、「よそ者」ということで排除的な、また末永議員が言われる差別的なような意味合いで使ったわけではなくて、逆にいい意味でよそから見た目線でこの地域のいいものを発見してもらえる、そういった意味で使わせていただいたということでございます。よく公園とかでも、そういったよそから見た目で、よそ者の目でその地域を見つめてほしいとか、そういった表現と同じように、いわゆる違う目線で見ていただくということの必要性があるという意味で申し上げたところでございまして、特段、そういった排他的な意味合いで表現させてもらったものではございません。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 末永議員、よろしいですか。末永議員。

○1番（末永義美君） 市長の御答弁のとおり、「よそ者」という言葉でなくして、今おっしゃった、よそから見た目線で、あらゆるというときに、今おっしゃったとおりのよそから見た目線でと言われれば納得しました。この言葉の揚げ足をとるわけじゃありませんけども、場合によっては、私よりも純粋な人ほど、「よそ者」という言葉で響くんです。

だから、今おっしゃったとおり、いわゆるよそから見た目線と言われると、内部の目線と外部から見た目線というふうに思われますので、こういった公の場でいるんな方が聞きますんで、それで勇気づく方もいれば、そんな言葉でと思われるかもしれませんが、それでがっかりする方もいますので、その辺の思い、全ての市

民に対しての思いのほどを、いま一度御重視されたいと思っていますので、よろしくお願ひ申します。御迷惑かけました。

○議長（荒山光広君） 末永議員、よろしいですか。

それでは、一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○8番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。

誰もが安心して暮らせるまち、美祢市の発展を願って質問をいたします。

まず初めに、介護保険制度についてお尋ねいたします。

介護保険制度は、家族の介護負担を軽減する介護の社会化と重度化を防ぐという理念のもとにつくられました。介護保険制度ができて20年になります。この間、介護認定システムの変更、訪問介護（ヘルパー）の時間短縮など制度変更が行われました。

ことし5月には、参議院本会議において介護保険法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等一部を改正する法律）が成立しました。政府は、戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代の人が75歳を迎える2025年をめどに、医療・介護提供体制の再編・縮小、負担強化と公的給付の削減を推進しようとしています。

今回、変更された制度のうちの3点について、お尋ねいたします。

その一つとして、給付と負担の見直しです。これは、介護保険の持続可能性の確保という名目で行われます。所得の高い高齢者が介護保険のサービスを利用する際に、自己負担が3割負担で、介護保険からは7割しか給付されないこととなります。政府の導入の狙いは、3割負担をすれば介護の利用回数が減って、介護の給付費が抑制できると考えられているようです。

また、1割、2割、3割負担のメニューもつくって、応能負担の名のもとに2割負担の対象を徐々に拡大していこうという狙いもうかがえます。このことは所得の高い高齢者だけの問題ではありません。

美祢市では、2割負担の方が70人から80人いらっしゃるということです。このうちの何%かの方が3割負担になられることでしょうか。年金の引き下げなど家計への影響も大きいと思います。給付削減と負担の増に対して、市としてどのようにお考えなのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 三好議員の、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の内容についての御質問にお答えをいたします。

給付と負担の見直しについてであります。

御承知のとおり、地域包括ケアシステムの強化のため、介護保険法等の一部を改正する法律が本年5月26日に成立し、6月2日に公布されたところであります。

このたびの改正法では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的に、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を大きな柱に組み立てられております。

具体的には、一つ目に自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進、二つ目に医療・介護の連携の推進等、三つ目に地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等、四つ目に2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする、五つ目に介護納付金への総報酬割の導入などを主な内容としており、順次施行されることとなっているところであります。

ただいま御質問いただきました内容は、2割負担者のうち、特に所得の高い層への3割負担の導入の部分であり、改正法の大きな柱の二つ目、介護保険制度の持続可能性の確保に関連する内容となります。

世代間、また世代内の負担の公平性を確保し、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とするもので、この見直しについては、平成30年8月からの施行となるものであります。

この3割負担の対象者は、2割負担者よりも一層範囲を限定した、特に所得の高い、現役並みの所得がある層に該当される方が対象となりますが、高額介護サービス費の上限額である月額4万4,400円には変更はないことから、施設入所等で多くのサービス費が必要な人でも、一律に負担が高くなるものではありません。

3割負担の具体的な基準は、本人の給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額である合計所得金額が220万円以上であり、かつ年金収入とその他合計所得金額の合計が単身で340万円以上、同一世帯に2人以上の第1号被保険者がいらっしゃる場合は463万円以上の場合となります。

三好議員は、この見直し後には、あたかも全ての方が2割負担となるような表現をされておられますが、そのような制度改正が行われたということではありませんので、誤解がないようお願いをいたしたいと思います。2割負担や3割負担が導入される背景には、介護保険制度の持続可能性を高めるため、現役並みの所得がある方等、一定以上の所得がある方に対して応能負担をお願いするものであり、年金額が少ない方の負担を増額するものではありませんので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 介護保険の介護サービスの利用なんですが、これは、今のこの改正によれば必要に基づくものではなくて、応能負担能力によってサービスが決まってしまうということは、もっともサービスを必要とする人たちに必要なサービスが届かないという、現在の介護制度の根本的な矛盾を示しています。

2025年8月に政省令において「収入の基準額を引き下げる」が実施されたが、2割負担導入後も利用抑制ができてなかったと、こういう状況があって、その前提のもとで3割負担を決定したのではないかと考えられます。

3割負担に該当するかは、前年度所得に基づいて判定されます。昨年まで働いていて一定の収入があった人が、病気や介護で仕事をやめ、今は収入がないといった人もあります。負担がふえて家族の生活を脅かすことにもなります。こうなると食費を削ったり、介護を続ける気力さえなくなってしまいます。こうした厳しい状況になるのではないかと懸念されます。

しかし、介護保険制度にはこうした所得激変という制度の、人を救う減免制度はありません。したがって、介護が受けられず重度化していく、こういった状況になっていくのではないかと思います。こうした状況に対して市としての対応をお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、三好議員の御質問の中で介護サービスは必要に基づくべきであるということや、負担能力によってサービスが決まっているというような趣旨の発言がございましたが、誤解を招く可能性がありますので少し説明をさせていただきます。

まず、介護保険制度では要介護度というものがあります。この要介護度は、その方の介護に要する時間がどの程度なのかということにより認定される仕組みとなっており、この要介護度によって介護サービスの上限額が決められています。

また、介護サービスの利用については、担当するケアマネージャーがその方の利用要望や身体状況等に基づき、その方の自立支援につながるようにサービス調整を行った上でケアプランを作成しております。したがって、利用したいという要望のみで全てが利用できるものではありません。負担能力でサービスが決まることありませんので、誤解がないようお願いいたします。

次の御質問で、所得の激変に対する減免制度についてですが、これにつきましては、利用負担の減免制度につきまして、介護保険法第50条及び第60条に規定がございます。これらの規定は震災、風水害、火災、その他これに類する災害により住居、家財、その他の財産について著しい損害を受けたなど、収入が著しく減少した場合、例えば特別な事情がある場合に適用されるものでございます。

しかし、三好議員の言われるとおり、退職等に伴う減免制度はありません。市としては介護保険制度に沿って、介護保険事業を進めております。現在のところ、市独自の方針は特に考えておりません。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 高額の方の所得の方の3割負担ですが、これは間違いなく3割負担になるわけで、負担能力によってサービスが変わっていくというのもあるんです。介護サービスの利用は、この人はこれだけいるっていても負担能力がないからということでサービスが変わってきます。

応能に応じた負担と言いながら、高額な株式配当があってもこの方は3割負担にはならないという、参議院の厚労省の委員会で明らかになっています。株式投資で大儲けをした人は見逃されるという不公平もあります。今回の変更は必ずしも応能に応じた負担ではないと言えます。特定の金持ち優遇政策であるのです。こうした不公平があるということを申し上げます。

そして2番目になりますが、医療・介護一体改革ということなんですが、これは政府が療養病床を2023年には廃止する予定です。その転換先受け皿として日常的な医療管理、最後の看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を備え

た新しいタイプの介護医療院を設置するとしています。療養病床からの転換として市として規制できないために、介護保険財政に大きな影響を与えてしまうのではないかと考えられます。

退院困難な介護病床の患者の方が多く、機械的な削減廃止は長期の療養が必要な患者さんが多いのに、病床機能の削減を前提とした介護医療院、この創設は多くの問題を抱えていると思います。こうした介護医療院について、市としてはどのような方針をお持ちなのかお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） 医療・介護一体改革についての御質問にお答えいたします。

このたびの改正法で、新たな介護保険施設として創設されることとなる介護医療院についてであります。

まず、介護医療院とはどのようなものなのか、簡単に御説明いたします。介護医療院とは、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ねた、新たな介護保険施設であります。

介護療養病床の設置期限が、改正法により平成35年度末まで延長されたところではありますが、従来、この設置期限が平成29年度末までとなっていたことに鑑み、新たな医療・介護サービス提供体制として整備が図られていくこととなったものであります。

しかしながら、現時点では施設基準や人員基準、報酬等について、まだ明らかになっていないところがたくさんございます。この施設については、医療法人や社会福祉法人などが主な開設主体であり、医療機関内に設置、整備されることが想定されているものであることから、現在、本市においても、慢性期の医療ニーズに対応する観点から、国の動向や近隣の医療機関の動向を見守っているところであります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） この介護医療院が医療を必要とする高齢者の安上がりな受け皿となつてはなりません。高齢者の生活の質と尊厳が守れるよう、医療・介護の人員の配置、施設基準について充実が求められます。

3番目として、福祉のあり方の見直しについてです。

この内容は、障害者・介護の事業所がお互いに他のサービスが提供できるよう、人員施設等の基準を緩和するものです。高齢者と障害者・障害児のサービスを複合させた共生型サービスです。これは高齢者の皆さんだけでなく、障害者、事業所等に大きな影響を与えることとなります。地域包括ケアの一環で高齢者のみを対象としていたものを障害者を含めた全世代に対応した地域包括ケアに転換していくこととなります。

こうなった場合、障害者は介護保険で要支援と認定された場合、総合支援の対象になることとなります。全身に麻痺が残っている、夜間は呼吸器を手放せないなど、深刻な問題を抱えている方たちの支援が問題となってきます。このようなことは深刻な問題を生じてくると思われまます。今回の変更でも、専門性が担保されているのか疑問です。

厚労省は、高齢の障害者が介護保険に移行しても、同じ事業所やヘルパーの方が利用できるように導入したと言いますが、他県では障害者の方が65歳になると、今まで利用していた障害福祉から介護保険制度に移行させられて、サービスが切り下げられたという事態が既に起こっています。美祢市の方針について、この点についてはどのようにお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） それでは、福祉のあり方の見直しについての御質問にお答えいたします。

このたびの改正法の一つである、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進に関する御質問であります。

地域共生社会の実現に向けた取り組みの一つとして、新たに共生型サービスが創設されることとなります。この共生型サービスについては、これまで高齢者については介護保険事業所、障害であれば障害福祉サービス事業所というように、制度ごとのサービス提供がなされていましたが、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険制度と障害福祉制度の両方に、新たに共生型サービスが位置づけられることとなるものであり、対象となるサービス分類として、訪問介護、通所介護、短期入所などが例示されているところであります。

これは、例を挙げれば、現行制度では障害者デイサービスを利用している障害の

方が65歳に到達した際には、介護保険のデイサービスを利用することになります。慣れ親しんだ施設や事業所職員、あるいは同じようにサービスを受けている友人と引き離されることとなり、そのことがきっかけにデイサービスの利用がなくなり、閉じこもりにつながってしまうというケースがあります。

このように、本来、サービス提供を受けたいが、環境の変化に対応できない、新たな人になじめないなどの問題を解消するため、障害福祉サービス事業所においても介護保険事業所の指定を受けやすくするなどの特例を設けるものであります。

この制度については、詳細はまだはっきりしておりませんが、各サービス提供を受けられている方について、そのまま引き続きサービスを受けられるようにするための事業所指定に係る制度改正であることから、市といたしましては、事業所から該当する指定申請がありましたら、指定基準等を確認させていただいた上で、所要の手続を行っていくこととなります。

なお、三好議員が心配しておられます65歳以上になられ、サービスが障害から介護保険へ移行となられた方につきましては、その方を担当されるケアマネージャーが中心になり、介護保険サービスで不足となる場合は、障害制度のサービス調整を行われておりますので、美祿市において切り下げによるサービス不足が生じるということは起きておりません。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） そしたら確認ですが、障害者の方が今までどおりに障害福祉を受けられ、介護保険制度に移行したくないという場合は、そのまま障害福祉制度で介護保険制度に移行しなくても済むということでしょうか。希望どおりにできるのでしょうか。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

65歳になれば、この介護保険制度が優先されます。だからサービス内容はそのままの事業所が受けられるといった内容でございます。だから、特にそういった調整が行われますので、特にサービスが低下するとかそういったことはございません。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。そしたら、サービスが低下ということはあり得ないということですね、ありがとうございます。

それから、障害者施設は、障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、地域社会の中で平等に生きるために権利を保障するものです。保険原理を持ち込むものではないと考えます。以上の点、十分配慮していただきたいと思います。

次に移ります。

ことし4月から開始されている総合事業の内容についてお尋ねいたします。

政府は、自立を支援して要支援者向けのサービスをつくっていますが、それなのに先般のガイドラインでは、要支援1、2の方の介護サービスの提供はNPOやボランティアの方でもよいとしています。要支援者こそ専門の丁寧なケアがいるのではないのでしょうか。

ヘルパーの仕事は単なる家事援助ではありません、専門職です。ひとり暮らしでまともに食事はとれず、やせてはいないか、着替えや入浴はしっかりできているか、正確に薬が飲めているか、同じものを買ってないかなど、生活実態を深く観察する目と見極める力がヘルパーには要求されます。これらにいち早く気づき、専門機関につなぐなどの経験や専門性が要求されます。要支援の予防給付を抑制したことが逆に作用して、介護が重度化して給付費が多くなったということも考えられます。こうしたささやかな変化に気づかず、重大な結果に進展していくことも考えられます。

予防の通所介護のデイサービスは、地域住民の開催するミニデイサービスや地域のサロン、住民主体の運動・交流の場といった住民が受け皿となっているようです。しかし、この受け皿を担っていくのはなかなか難しいのが現状ではないのでしょうか。美祢市において、総合事業の運営をどのようにされるのでしょうか。詳しくお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 総合事業の今後の事業展開についての御質問に、お答えをいたします。

総合事業については、御案内のとおり、美祢市においても今年度4月から事業を開始しているところであります。事業の内容につきましては、これまでも何度かは御説明させていただいておりますが、改めまして概略で説明をさせていただきます

と、要支援1、要支援2の方が利用されていました通所介護と訪問介護が、介護予防給付から地域支援事業の枠の中に移り、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービスとして実施をされています。

枠組みが変わったことにより、全国一律の基準から美祢市独自の基準によるサービスに変更されていくこととなりますが、美祢市においては現在のところ、従前の通所介護や訪問介護と同等のサービス体制としているところであります。

今後の事業展開としては、地域支援事業のメリットである市町村が地域の実情に応じて取り組むことができることや、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPOや民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用した事業展開が望まれているところであります。

国が事例として示している訪問型サービスは、五つに分類されているところであり、一つは従前と同等のサービス、二つ目が訪問型サービスAで緩和型サービス、三つ目が訪問型サービスBで住民主体によるサービス、四つ目が訪問型サービスCで短期集中予防サービス、五つ目が訪問型サービスDで移動支援となっており、事業所指定によるサービスや委託型、助成型のサービス展開が想定されているところであります。

また、通所型サービスは四つに分類され、一つ目が従前同等サービス、二つ目が通所型サービスAで緩和型サービス、三つ目が通所型サービスBで住民主体型、四つ目が通所型サービスCで短期集中予防サービスとなっており、これら五つないし四つの事例を踏まえ、地域の実情に合わせたサービス内容や基準、報酬単価等を定めていくこととなりますが、専門的なサービスを必要とする人には、専門職によるサービスを確保しつつ、多様な担い手による多様なサービス形態を整えていく必要があります。

現在、美祢市においては、昨年度から、美祢市社会福祉協議会に事業委託し、各日常生活圏域と全体の取りまとめ役、合わせて3名の生活支援コーディネーターを配置していただいております。この生活支援コーディネーターを中心に、各地域に出向き、地域ニーズやサービス資源の把握に努めているところであります。

また、今年度は生活支援コーディネーターが収集した、ニーズや資源の情報をマッチングしていくための「地域ささえ愛会議」も開催しており、新たな互助の仕組みづくりを検討しているところであります。

しかしながら、高齢化が進む美祢市においては、地域によって担い手側となる人数や団体数に偏りがあることから、住民主体によるサービス展開には地域性が出てくることが想定されており、一律のサービス展開は困難な状況であると認識しているところであります。したがって、従前同等の通所・訪問サービスは一律に提供できる体制整備が整えられているところではありますが、その他のサービスについては調整が可能となる地域や、サービス内容から随時、サービスを開始せざるを得ない状況であります。

なお、サービスの開始は、基準や単価設定等の調整も必要なことから、平成30年度以降を想定をしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。

平成30年からですが、今、受け皿というか、支援をしていただくボランティアの方たちを探していらっしゃると思いますが、今の要支援1、2の方がどのようになるのかっていうのは、本当に不安なところだと思いますが、実施されるまでにはしっかりと説明をしていただくようお願いいたします。

次に、美祢市の農業振興についてお尋ねいたします。

生産者米価は、1俵60キロですが、最終精算金が1万2,000円です。これは500ミリのペットボトルの水に換算すれば、500ミリのペットボトルの水は100円前後ですが、お米では約30円です。お米は水より安いということになります。

お米の出荷のときに、袋に1,000円札を何枚もぺたぺた貼って出荷しているようなものです。お米を生産するには肥料・農薬・苗代・刈り取り・粃摺りなど、多くの経費が必要です。また、田植え機、トラクターなど農機具代は乗用車よりも高いのです。

政府は、米価の再生産を維持するために、経営所得安定対策、米の直接支払交付金を1反に1万5,000円支出していましたが。しかし今年度は7,500円になっています。来年は全くないのです。今まででも少ない年金をつぎ込みながらの営農でした。これに追い打ちをかけるようにイノシシ、鹿、猿などの鳥獣被害も年々、その被害が深刻になっています。

こうした状況ですから、自分の子供に農業継いでほしいとは言えないのが現状です。農家の方は、採算のとれない農業を、いつやめようかいつやめようかと思っ
ていらっしゃるのではないのでしょうか。それでも先祖代々、農地を荒らすわけにもい
かない、苦しい立場で頑張っている状況です。

このような厳しい農業環境ですが、農業の果たす役割は非常に大きいのです。ま
ず、日本国民の安全な食料をつくっています。大雨のときのダムの役目を果たして
国土を守っています。十数年前は、生産者米価が1俵2万円近くしていました。そ
のころは農業が盛んで、子供も多くて少子化問題などありませんでした。農業・林
業が元気になれば地域が元気になるといえます。

ところが、近年は米価の暴落、所得補償がなくなった、先ほど言いましたが鳥獣
被害もひどい、集落にはだんだん人が少なくなる、これから先どうなることだろ
うか、こうした不安な気持ちでいっぱいです。農林業が発展してこそ、六次産業や観
光事業の発展、美祢市の活性化につながると考えます。美祢市の将来を見通した農
業政策、将来のビジョンについてお伺いいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 美祢市の農業施策について、美祢市の将来を見通した農業振
興についての御質問にお答えをいたします。

平成30年産からの米の生産調整の見直し及び米の直接支払交付金の廃止に伴う
影響と今後の農林業振興施策については、平成29年6月議会にて秋枝議員の一般
質問にお答えしているところであります。

8月22日発表の平成30年度農林水産関係予算の概算要求の素案によりますと、
米の直接支払交付金廃止に伴った財源約700億円は、平成30年1月からの収入
保険制度への基金と、米の生産調整見直しに伴う飼料用米や麦、大豆などの作付拡
大を見込み、水田活用直接支払交付金の増額へと充てられる方針であります。

現時点では、具体的な内容が示されておきませんが、引き続き国の動向に注視し
てまいりたいと考えております。今後、美祢市地域農業再生協議会等を通じて、本
市での対応について検討することとなりますが、本市におきましては基幹産業であ
る農業振興のため、農産物の生産コスト低減や園芸作物の導入等に取り組み、市内
農産物の事業拡大への取り組み、新たな人材や経営体の確保育成・就農者の定住促
進、生産体制の強化及び生産基盤の整備と資源の有効活用を推進するため、国・県

の補助事業等を積極的に活用し、農業振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 先般の秋枝議員のときの農業振興について答弁がありました
が、その中で「はじめてみ～ね野菜チャレンジ事業」、また「いきいき農地リフレ
ッシュ事業」、また市の単独事業もありましたが、この事業の近年についての推移
はどのような状況でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） それでは、美祢市単独事業の実施状況について、お
答えをいたします。

まず初めに、はじめてみ～ね野菜チャレンジ事業についてであります。

この事業は、平成27年度から創設した事業であり、地域の中心経営体等が契約
栽培により、山口県地域農業戦略推進協議会が定める水田フル活用ビジョンに掲げ
る重点推進野菜及び美祢市地域農業再生協議会が定める水田フル活用ビジョンに掲
げる地域作物である奨励品目の作付拡大を目的に、新品種導入に係る初期投資の軽
減を図り、産地振興を推進するため補助金を交付するものであります。

平成27年度においては、ゴボウ2ヘクタール、キャベツ3ヘクタールの取り組
みに対し150万円、平成28年度においては、ゴボウ2.2ヘクタール、キャベ
ツ2.4ヘクタールの取り組みに対して94万円の補助金を交付しております。

次に、いきいき農地リフレッシュ事業についてであります。

この事業は、平成26年度から耕作放棄地解消支援対策事業を拡充したものであ
り、経営所得安定対策事業による調整水田等の不作付地の改善計画の達成支援によ
り、不作付地の解消を図るための作付に対する補助金を交付するものであります。

また、耕作放棄地再生委託事業として、荒廃農地の発生・解消状況に対する調査
における再生利用が可能な荒廃農地を耕作可能な状態へ再生するための委託料と、
再生した農地に対して利用権を設定した耕作者に対し、土づくりに係る経費の一部
を補助するものとして、再生農地利用促進補助金を交付するものであります。

この事業の実績につきましては、平成26年度においては、耕作放棄地化抑制支
援として7.4ヘクタールの作付に対し37万円の補助金を交付、また耕作放棄地
再生委託事業として2.3ヘクタールの再生に対し33万1,000円の委託を行

っております。

平成27年度においては、耕作放棄地化抑制支援として0.4ヘクタールの作付に対し1万8,000円の補助金を交付、耕作放棄地再生委託事業として1.1ヘクタールの再生に対し28万円の委託、再生農地利用促進事業としまして2.6ヘクタールの耕作に対して76万円の補助金を交付しております。

平成28年度においては、耕作放棄地化抑制支援として1.3ヘクタールの作付に対し6万3,000円の補助金を交付、耕作放棄地再生委託事業として0.5ヘクタールの再生に対し、11万2,000円の委託を行っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。

私が問題にするのは、いろいろ事業がありますが、農業振興のために農家の方がどのくらいの利用が、割合がどのくらいあるのかなというのを知りたいところでしたが、これはまた教えていただくことにして、政府の進める強い農業づくりという政策がありますが、この産地の特性を生かした農業ということだと思います。美東ごぼう、梨、厚保くりなどはもちろんですが、ホウレンソウ、アスパラ、メロン、イチゴなどを取り組まれてきました。これらの特産の農産物の振興状況についてもお尋ねいたします。

また、どのくらいの方がこれに参加というか、農業振興のためにどのくらいの方が参加して一緒に、農業を盛り上げていこうかと思って、その実績などわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） それでは、ただいまの再質問についてお答えをいたします。

農業生産組織育成事業といたしまして、JA山口美祢のゴボウ、蔬菜、西条柿、イチゴ、メロン、自然薯、秋芳梨等の各部会等に平成28年度においては、20万7,000円の補助をするとともに、行政機関、JA山口美祢において構成される、各地区に配置しております農業管理センターによる営農指導を通じて、振興を図っているところであります。

各部会の人数等については、今ちょっと資料を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。

農業が振興して美祢市が活発になるには、やはり今、法人も大事ですが、家族経営の農家の所得がふえることも大事なことだと思います。

次に、鳥獣被害対策についてお尋ねいたします。

この問題は、今までも先輩議員、同僚議員が取り上げておられます。私もこの件について、今回お尋ねいたします。

農村の過疎化が進み、動物たちは人里に出るようになり、簡単にえさにありつかることを知って、頻繁に出没します。山が荒れたことも鳥獣被害が加速する原因であると考えます。山林の整備が必要です。鳥獣被害対策のために林道の整備など、補助金はつけられないでしょうか。鳥獣被害対策と、今たっぷりある森林資源、この活用した事業は雇用が生まれ、人口の増も期待できると思います。

鳥獣被害対策の他県の取り組みについて調べてみました。長距離で音を発生する装置としてLRADという音の出る装置があることを知りました。音は遠くにいる動物に対しても有効だということです。

また、猿に発信器を付けて、生息調査をして個体数を管理し、被害が激減したという事例も他県ではありました。下関市豊北町では約2メートルぐらいの金網が田を囲んでいます。鹿の被害対策だと思われます。

美祢市も有害鳥獣被害防止対策があります。これは、3戸以上まとまって金網を設置する事業です。申請した順番が次年度も持ちこされます。待っていればいつかは順番が回ってくるのです。しかし、これも申請者が多くて4年から5年待ちだと聞いています。全額国庫負担の事業ですから、国に予算の増額を求めているのです。

ほかに、市の単独事業として有害鳥獣捕獲事業があります。これは、電柵など設置に補助するもので、上限が5万円です。この事業は申請者も多くて、ことしも事業開始後約1カ月でなくなったと聞きます。受付も早いもの順です。毎年申請をしておられますが、ことしも申請ができなかったと言われて、困っておられた方に会いました。申請の受付順番を1年ごとで御破算にするのではなく、申請した順番を次年度に持ち越して有効にしていきたいのです。

手塩をかけてつくったお米、農産物が収穫前にイノシシなど被害に遭っては1年間の苦労が2倍3倍と重なって、のしかかってきます。生産意欲を失ってしまいます。来年度予算に山林の整備事業、他県の事業例など検討されて、有害鳥獣被害防止対策の予算をふやしていただけますでしょうか。市長さんにお伺いいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 三好議員の鳥獣被害対策についての御質問でございます。

先の秋枝議員、また安富議員の一般質問の中でもお答えをしたところでございますけれども、移動市長室においても、この鳥獣被害、何とか軽減できるように予算を付けてほしいというような要望が多く寄せられております。そのことに対しまして、安富議員の質問にもお答えしましたとおり、市長会を通じて県や国の予算を今まで以上に付けてもらえるよう、要望を出しているところでございます。

また、来年度につきましても、必要な予算をなるべく付けれるように努力してまいるところでございますけれども、先ほどの山林の荒廃についても、山の木の値段がなかなか上がっていかないということで、森林整備に入る方が少なくなっているということの現状がございます。そういった面からも森林行政についても、しっかりと見てまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 森林行政しっかりと見ていくと言われましたので、ありがとうございます。

今、山林は木を植えて60年、70年たった木材が、今本当に資源がたくさん、立派な資源となっています。この資源を活用して雇用と人口増につなげていくこともできます。立派な資源を活用することで、この美祢市が活発になると考えます。

次に、3番目として、安全・安心な食料についてお尋ねいたします。

農産物は海外からの輸入農産物には、鮮度を保つために農薬が多く使われています。ポストハーベスト、これはカビを防ぐのですが、この使用など有名です。消費者の求める安全な食料には応えられなくなっているのではないのでしょうか。今、消費者が求めているのは、地球と体に優しい安全な食料です。有機栽培、減農薬の農産物の生産こそが、この農業で生きる、持続可能な農業施策であると考えます。この有機栽培、減農薬の農産物を美祢市のブランドにして、美祢市の農業将来ビジョ

ンとして考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） ただいまの消費者の求める安全・安心な食材の供給について（有機肥料による農産物の生産について）の御質問にお答えをいたします。

本市におきましても、日本型直接支払制度に基づく、環境保全型農業直接支払交付金事業により、本市においても安全・安心な農産物を供給するため、また環境に優しい農業生産技術の普及や生産工程管理手法などを一体的に推進する取り組みを支援をしております。

具体的には、化学肥料・化学農薬の5割低減と併せて行う地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援するもので、本年度ですが29年度においては、市内で有機農業による化学肥料・化学農薬の5割低減に緑肥の作付を組み合わせた取り組みを19ヘクタール実施されているところであります。

安全・安心な食材の需要は高く、農業者の所得向上に有利になることは間違いありませんが、協同出荷では所得の向上につながらず、現状では個人による販路開拓が必要になりますが、取り組みを広げるため事業を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） この有機肥料を使った農産物は高く売れているそうです。

「美穂のかほり」というのがありますが、これは関西のほうでしたか、売れていて人気があるそうです。私もJAに勤務していましたから、この化学肥料を使わなくなると、農協の経営がとふと思ったんですが、私、JAの女性部でEM菌の微生物を生かした肥料づくりをしてまいりました。JA女性部の方、皆さんと一緒につくったんです。この効果は実証済みです。この有機肥料をつくることで、この農閑期の農協のライスセンターなどで、この「ぼかし」というんですが、もみ殻とかぬかとか、それから炭のかすとか油粕、食堂で使われなくなった排油、そういった廃棄物を使ってのこの微生物を、EM菌を入れた有機肥料をつくと本当においしいことも実証されています。私は、これで稲作をしているのですが、皆さんからおいしいと言っておられますので、ちょっと嬉しい気持ちもするんですが、このように有機肥料の農産物をするすることで、消費者と農家の方との交流も生まれて、美祢市のブ

ランドとしてこうした有機肥料、減農薬のこうした農業振興ができるのではないかと思います。農業と一体となった農業振興を行っていただきたいと思います。

今、ライスセンター、田植えのときとか、秋は本当に忙しいと思いますが、農閑期があるので、そこに有機肥料をつくって皆さんに安く売るとか、その「ぼかし」って言うんですが、この「ぼかし」をもとにして、台所の生ごみとか刈った草とか、それからの庭の、土も入ってもいいんですけど、そうしたものを混ぜると肥料がまたぱっとふえるんです。そして、その一定の容器があるんですけど、この容器から落ちる、「ぼかし」の中で今の草とか生ごみとか入れたのの中から液が落ちるんですが、その液を500倍ぐらいに薄めて、それがまた液肥として使われるんです。こうしたことは、本当に地球と体に優しい農業なので、これを本当に美祢市のブランドとして農業と両輪になって農業振興を行っていただきたいと思うのですが、御見解をお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） ただいまの御質問ですが、我々行政は出口、販路のところを持っているわけではございません。農協が今のところ協同出荷ということで、美祢市内のお米については大半が農協の協同出荷により消費者にわたっているという状況ですので、そこはJA山口美祢とも協議をしながら、検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。

本当に今、農業が生き残るには、こうした体に優しい、地球に優しい、こうした有機栽培でしか生き残れないのではないかと思います。先ほどにもありましたが、共販のメロンとかハウレンソウとかもありますが、この肥料は必ずしも要ります。この肥料をこの有機栽培で、「ぼかし」を使った、こうした栽培でやれば、一躍有名になって美祢の野菜はおいしいと必ず人気になると思うのです。こうした面で生き残りをかけて、この有機栽培に取り組んでいただきたいことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。御回答ありがとうございました。

○議長（荒山光広君） これにて、通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時10分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年9月1日

美祢市議会議長

荒山 光広

会議録署名議員

戎屋 昭孝

”

猶野 智和